

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	北陸財務局長
【提出日】	平成28年 8 月 2 日
【会社名】	株式会社クスリのアオキホールディングス
【英訳名】	KUSURI NO AOKI HOLDINGS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 青木 宏憲
【本店の所在の場所】	石川県白山市東一番町 2 番地
【電話番号】	076 276 0001
【事務連絡者氏名】	取締役 青木 孝憲
【最寄りの連絡場所】	株式会社クスリのアオキ 石川県白山市松本町2512番地
【電話番号】	076 274 1111
【事務連絡者氏名】	株式会社クスリのアオキ 取締役兼常務執行役員 管理本部長 八幡 亮一
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	普通株式
【届出の対象とした募集金額】	24,599百万円 (注) 本届出書提出日において未確定であるため、株式会社クスリのアオキ(以下「クスリのアオキ」といいます。)の最終事業年度末日(平成28年5月20日)現在の貸借対照表上の株主資本の額(簿価)に、株式会社クスリのアオキホールディングス(以下「当社」といいます。)が、当社を株式交換完全親会社、クスリのアオキを株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)により取得することとなるクスリのアオキ株式の所有割合(当社が本株式交換により取得することとなるクスリのアオキ株式の株式数を、クスリのアオキの発行済株式総数(自己株式を除く。)で除した割合をいう。)を乗じて得た額(百万円未満を四捨五入)を記載しております。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	27,419,560株 (注)1、2	完全議決権株式であり、会社法第107条第1項第1号に掲げる事項を除き、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。 (注)3、4

- (注)1. クスリのアオキの発行済株式総数31,420,000株(平成28年5月20日時点)から当社が保有するクスリのアオキ株式4,000,000株及びクスリのアオキが消却予定の自己株式440株(平成28年5月20日時点)を減じた株式数に基づき、本株式交換の株式交換比率を勘案して記載しております。なお、クスリのアオキは、本株式交換がその効力を生ずる日(以下「効力発生日」といいます。)の前日までに開催する取締役会の決議により、本株式交換に係る当社の普通株式の割当て及び交付がなされる時点の直前時(以下「基準時」といいます。)までに、保有する自己株式を基準時において消却する予定です。また、上記の本株式交換により交付する新株式数は、クスリのアオキが基準時において消却する自己株式の数が、平成28年5月20日現在のクスリのアオキ自己株式数(440株)と同数であることを前提として算出しておりますが、本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の買取請求がなされた場合等、クスリのアオキの平成28年5月20日時点における自己株式数が基準時までに変動した場合には、実際に当社が交付する新株式数が変動することがあります。
2. 普通株式は、平成28年6月30日に開催された当社及びクスリのアオキ両社の取締役会決議(株式交換契約の承認及び株主総会への付議)、並びに平成28年8月18日開催予定の両社の定時株主総会の特別決議(株式交換契約の承認)に基づき行う本株式交換に伴い発行する予定です。
3. 当社の定款には、当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない旨の定めがあります。ただし、当社の普通株式は、平成28年11月21日に東京証券取引所市場第一部へ新規上場(テクニカル上場)する予定であり、これに伴い、当社は、同日までに定款を変更し、上記株式譲渡制限に関する規定を廃止する予定であります。
4. 当社の定款には、単元株式にかかる定めがありませんが、テクニカル上場に伴い、当社は、平成28年11月21日までに定款を変更し、その発行する株式について100株をもって1単元とする旨の規定を新設する予定であります。

2【募集の方法】

株式交換によることとします。(注)1、2

- (注)1. 普通株式は、基準時のクスリのアオキの株主(ただし、当社は除きます。)に、その保有するクスリのアオキの普通株式1株に対して1株の割合で割り当てられ、各株主に対する発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額、そのうち資本に組み入れられる額は資本組入額の総額を発行数で除した額となります。発行価額の総額は、本届出書提出日において未確定ですが、当社の完全子会社となるクスリのアオキの平成28年5月20日現在の貸借対照表上の株主資本の額(簿価)に、当社が、本株式交換により取得することとなるクスリのアオキ株式の所有割合(当社が本株式交換により取得することとなるクスリのアオキ株式の株式数を、クスリのアオキの発行済株式総数(自己株式を除きます。))で除した割合をいいます。)を乗じて得た額は24,599百万円(百万円未満を四捨五入)です。
2. なお、当社は、東京証券取引所への上場申請手続(東京証券取引所所有価証券上場規程第201条第1項)を行い、当社の普通株式は、いわゆるテクニカル上場(同規程第2条第73号、第208条)により平成28年11月21日より東京証券取引所に上場する予定です。テクニカル上場とは、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等(効力発生日等から6か月以内に上場申請するものに限り(同規程施行規則第216条第1項)について、同規程に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度です。

3【募集の条件】

(1)【入札方式】

【入札による募集】

該当事項はありません。

【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

該当事項はありません。

【申込取扱場所】

該当事項はありません。

【払込取扱場所】

該当事項はありません。

4【株式の引受け】

該当事項はありません。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

該当事項はありません。

(2)【手取金の使途】

該当事項はありません。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

東京証券取引所への上場

当社は前記「第1 募集要項」における新規発行株式を含む当社普通株式について、前記「第1 募集要項 2 募集の方法」（注）2記載のテクニカル上場の方法により、東京証券取引所への上場を予定しております。

第3【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

第1【組織再編成（公開買付け）の概要】

1【組織再編成の目的等】

1．持株会社化の目的及び理由

クスリのアオキは、明治2年に石川県において創業した薬種商をその前身とし、昭和60年1月に設立以来、「健康と美と衛生を通じて社会から期待される企業作りを目指すこと」という経営理念に基づいて、医薬品や化粧品を核商品としながら、日用雑貨、食品、小物衣料などの生活必需品をも重視した品揃えでドラッグストア事業を行ってまいりました。

そして、地域のお客様に支持される売場づくりに努めて、既存店の活性化や店舗の新設を行ってきた結果、クスリのアオキは、平成28年6月30日現在、北陸3県に172店舗、その他の地域に153店舗の直営店を展開し、平成28年5月期は、売上高1,634億円、営業利益90億円、当期純利益65億円と増収増益となっております。

もっとも、当社が属するドラッグストア業界は、厳しい出店競争や価格競争、M&Aによる業界再編に加え、平成21年6月に行われた旧薬事法改正に伴い、他業種の参入によって競争環境が激化し、経営環境は厳しさを増しております。

このような経営環境の中、クスリのアオキは、出店攻勢を加速させると共にドミナント経営を推進し、さらなる成長を目指しておりますが、今後、中長期的な企業価値向上を図り、持続的な成長を実現するためには、経営における意思決定の迅速化やM&A等を活用した事業規模の拡大を図る必要があります。そのための組織体制として、監督機能と業務執行機能を分離してグループ経営管理を強化することが必要であるとの観点から持株会社体制への移行を決定いたしました。

持株会社体制への移行方法については、株式交換のほか、株式移転や会社分割等の手法も含めて慎重に協議・検討いたしました。

クスリのアオキの筆頭株主の当社は、クスリのアオキ創業家の資産管理会社であるところ、創業家による当社を通じたクスリのアオキ株式の間接保有は、クスリのアオキの経営の安定及び株主構成の安定性確保に寄与してきたと考えておりますが、持株会社体制への移行の手段として当社を株式交換完全親会社とする株式交換を利用する場合、創業家各人による持株会社株式の直接保有となるため、持株会社の株主構成の透明性が向上し、クスリのアオキのガバナンスに対する株主の皆様の理解がより一層深まるものと考えております。さらに、株式交換を利用する場合、完全親会社となる持株会社を新たに設立する必要が無いことから、迅速かつ機動的に持株会社体制に移行できると考えております。一方、株式移転を利用する場合、創業家による持株会社株式の間接保有が継続するため、株主構成の透明性の向上を図ることができないこと、また、会社分割を利用する場合、株式移転による場合と同様に、クスリのアオキ創業家による持株会社株式の間接保有が継続するのみならず、クスリのアオキの事業や資産等をクスリのアオキの子会社に移転する手続や許認可の再取得等の煩雑な手続が必要になるなど、クスリのアオキの事業への悪影響が生じる可能性があると考えております。

以上の理由により、持株会社への移行方法については、当社を株式交換完全親会社、クスリのアオキを株式交換完全子会社とする株式交換が最善の手法であると判断いたしました。

2. 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

(1) 提出会社の企業集団の概要

本株式交換の効力発生後における当社の企業集団の概要は以下のとおりとなる予定です。

提出会社の概要

(1) 商号	株式会社クスリのアオキホールディングス		
(2) 事業内容	グループの経営戦略・経営管理等の提供		
(3) 本店所在地	石川県白山市松本町2512番地		
(4) 代表者及び役員の就任予定	代表取締役社長	青木 宏憲	現 クスリのアオキ 代表取締役社長
	取締役会長	青木 桂生	現 クスリのアオキ 取締役会長
	取締役最高顧問	青木 保外志	現 クスリのアオキ 取締役最高顧問
	取締役兼常務執行役員 グループ管理部門担当	八幡 亮一	現 クスリのアオキ 取締役兼常務執行役員管理 本部長
	取締役兼常務執行役員 グループ商品部門担当	吉野 邦彦	現 クスリのアオキ 常務執行役員商品本部長兼 MD企画室長
	取締役	鶴羽 樹	現 クスリのアオキ 取締役
	取締役	岡田 元也	現 クスリのアオキ 取締役
	常勤監査役	廣田 和男	現 クスリのアオキ 内部統制推進課付顧問
	監査役	桑島 敏彰	現 クスリのアオキ 監査役
	監査役	中村 明子	現 クスリのアオキ 監査役
(5) 資本金	1,000,000,000円		
(6) 純資産（単体）	未定		
(7) 総資産（単体）	未定		
(8) 決算期	5月20日		

提出会社の企業集団の概要

当社の企業集団の概要は、本株式交換により、以下のとおりとなる予定です。

会社名	住所	資本金 (百万円)	主な事業の内容	議決権の 所有割合 (%) (注)2	役員の兼任等		資金援助	営業上の 取引	設備の賃 貸借
					当社役員 (名)	当社従業員 (名)			
(連結子会社) ㈱クスリのアオキ	石川県白山市	1,391	医薬品・化粧品・ 日用雑貨などの近 隣型小売業、調剤 業務	100.0	未定	未定	未定	未定	未定
(持分法非適用関 連会社) ㈱A2ロジ	石川県金沢市	5	総合物流サービス	49.0 (49.0)	未定	未定	未定	未定	未定

(注) 1 上記関係会社のうち、有価証券報告書を提出している会社は、クスリのアオキです。

2 「議決権の所有割合」欄の括弧内は子会社による間接所有の割合です。

(2) 提出会社の企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

資本関係

当社は、クスリのアオキの普通株式4,000,000株（所有割合12.73%）を保有しておりますが、本株式交換によりクスリのアオキは当社の完全子会社となる予定です。

役員の兼任関係

当社の取締役2名が、クスリのアオキの取締役を兼務しております。

取引関係

当社は、クスリのアオキとの間で、当社がクスリのアオキに対して持株会社化をするために必要となる業務を委託することを内容とするコンサルティング契約を締結しております。

2【組織再編成の当事会社の概要】

該当事項はありません。

3【組織再編成に係る契約】

1．株式交換契約の内容の概要

当社及びクスリのアオキは、平成28年6月30日、両社株主総会の承認を前提として、平成28年11月21日（予定）を効力発生日とし、当社を完全親会社、クスリのアオキを完全子会社とする本株式交換を行うこととする株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

本株式交換契約に基づき、クスリのアオキの普通株式1株に対して、当社の普通株式1株を割当て交付します。本株式交換契約の内容は下記の「2．株式交換契約の内容」のとおりです。

2．株式交換契約の内容

株式交換契約書

株式会社クスリのアオキホールディングス（以下「甲」という。）と株式会社クスリのアオキ（以下「乙」という。）とは、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を乙の株式交換完全親会社とし、乙を甲の株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行う。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲（株式交換完全親会社）

商号：株式会社クスリのアオキホールディングス

住所：石川県白山市東一番町2番地

(2) 乙（株式交換完全子会社）

商号：株式会社クスリのアオキ

住所：石川県白山市松本町2512番地

第3条（株式交換に際して割当交付する株式）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全てを取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）の乙の株主名簿に記載又は記録された株主（ただし、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、乙の株式に代わる金銭等として、その保有する乙の普通株式の合計数と同数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して行われる前項の対価の割当てについて、本割当対象株主に対し、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式1株の割合をもって割り当てる。

第4条（甲の資本金及び準備金の額）

本株式交換に際し増加する甲の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------|--|
| (1) 資本金 | 996,743,200円 |
| (2) 資本準備金 | 会社計算規則第39条第1項に規定する株主資本等変動額から996,743,200円を控除した額 |
| (3) 利益準備金 | 0円 |

第5条（株式交換に際して交付する甲の新株予約権及びその割当て）

甲は、本株式交換に際して、基準時における乙の新株予約権原簿に記載又は記録された新株予約権者（以下「本割当対象新株予約権者」という。）に対し、本割当対象新株予約権者が所有する下表の左欄に記載された乙の新株予約権に代わり、当該新株予約権1個につき当該新株予約権に対応する下表の右欄に記載された甲の新株予約権1個を割当交付する。

乙の新株予約権	甲の新株予約権
第4回新株予約権 （内容は、別紙1-1記載のとおり）	第1回新株予約権 （内容は、別紙2-1記載のとおり）
第5回新株予約権 （内容は、別紙1-2記載のとおり）	第2回新株予約権 （内容は、別紙2-2記載のとおり）
第6回新株予約権 （内容は、別紙1-3記載のとおり）	第3回新株予約権 （内容は、別紙2-3記載のとおり）

第6条（株式交換の効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成28年11月21日とする。ただし、本株式交換の手の進行に応じ必要あるときは、甲乙協議して合意のうえ、これを変更することができる。

第7条（株式交換契約の承認株主総会）

1. 甲は、会社法第795条第1項に定める定時株主総会を平成28年8月18日に開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。ただし、本株式交換の手の進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議して合意のうえ、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議に係る株主総会の開催日を変更することができる。
2. 乙は、会社法第783条第1項に定める定時株主総会を平成28年8月18日に開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。ただし、本株式交換の手の進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議して合意のうえ、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議に係る株主総会の開催日を変更することができる。

第8条（乙による自己株式の消却）

乙は、効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時の直前の時点において乙が保有する自己株式（会社法第785条の規定に基づく乙の株主による株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）の全部を基準時まで消却する。

第9条（会社財産の管理）

1. 甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、本契約において別途定めるものを除き、その財産状態、経営成績、事業若しくは権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行おうとする場合には、予め甲乙協議して合意のうえ、これを行う。
2. 前項の規定にかかわらず、甲は、本契約締結後効力発生日に至るまでの間に、その普通株式1株を66,666株とする株式の分割及び第三者割当増資による新株式40株の発行を行うものとする。

第10条（剰余金の配当）

1. 甲は、平成28年5月20日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、平成28年8月18日開催予定の定時株主総会における承認を得て、普通株式1株につき5円を上限として、剰余金の配当を行うことができる。
2. 乙は、平成28年5月20日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、取締役会における承認を得て、普通株式1株につき6円25銭を上限として、剰余金の配当を行うことができる。
3. 甲及び乙は、前二項に定める場合を除き、本契約締結後、効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当を行ってはならない。

第11条（本契約の効力）

本契約は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失うものとする。

- (1) 効力発生日の前日までに、第7条第1項に定める甲の株主総会の承認が得られない場合
- (2) 効力発生日の前日までに、第7条第2項に定める乙の株主総会の承認が得られない場合
- (3) 次条に従い本契約が解除された場合
- (4) 本株式交換に必要な法令に定める関係官庁等の承認が効力発生日の前日までに得られない場合

第12条（株式交換条件の変更及び本契約の解除）

甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙の資産状態若しくは経営状態に重大な変更が生じたときは、甲乙協議して合意のうえ、本株式交換の条件を変更し、又は本契約を解除することができるものとする。

第13条（準拠法及び合意管轄裁判所）

本契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、金沢地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第14条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲乙協議して合意のうえ、これを定める。

本契約締結の証として本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成28年6月30日

甲：石川県白山市東一番町2番地
株式会社クスリのアオキホールディングス
代表取締役社長 青木 宏憲

乙：石川県白山市松本町2512番地
株式会社クスリのアオキ
代表取締役社長 青木 宏憲

(別紙1-1)

株式会社クスリのアオキ第4回新株予約権の内容

1. 会社の商号
株式会社クスリのアオキ
2. 本新株予約権の割当日
平成25年9月25日
3. 本新株予約権の数
145個
4. 本新株予約権の払込金額
無償（本新株予約権と引換えに金銭の払込を要しない。）
5. 本新株予約権の目的である株式の数
 - (1) 本新株予約権1個当たりの新株予約権の目的である株式の数（以下、「目的株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。
 - (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は、当社普通株式14,500株とする。
 - (3) 当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的株式数を調整する。
調整後目的株式数 = 調整前目的株式数 × 無償割当、分割又は併合の比率
 - (4) 当社は、前号の調整を行った場合、調整が行われた旨及びその内容を、遅滞なく本新株予約権者に対して通知する。
6. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭に限る。）の価額（以下、「出資価額」という。）は、当該時点における目的株式数1株当たりの出資価額（以下、「行使価額」という。）に目的株式数を乗じた金額とし、当初行使価額は、以下に従い算出される金額とする。ただし、いかなる場合においても、出資価額は当初行使価額を上回らない。
（当初行使価額）
新株予約権割当日の属する月の前月の各日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）とする（1円未満の端数は切り上げるものとする。）。ただし、当該平均値が新株予約権の割当日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合はその前日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。
 - (2) 当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。
調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{無償割当、分割又は併合の比率}}$
 - (3) 当社は、前号の調整を行った場合、調整が行われた旨及びその内容を、遅滞なく本新株予約権者に対して通知する。
7. 本新株予約権を行使することができる期間
平成27年10月1日から平成29年9月30日までの期間とする。
8. 本新株予約権の行使の条件
 - (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第8条第8項により定義される会社をいう。以下同じ。）の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、対象者が当社又は当社の関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合及び従業員を定年により退職した場合はこの限りではない。
 - (2) 上記(1)ただし書以下の場合であっても、新株予約権者が当社又は当社の関係会社と競業関係にあると取締役会が判断する会社の役員、使用人、囑託、顧問又はコンサルタントとなった場合には、新株予約権の行使は認めない。
 - (3) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
 - (4) その他の行使の条件は、取締役会決議により決定する。

9. 本新株予約権の行使の方法

- (1) 新株予約権の行使は、当社が定める新株予約権行使請求書（以下、「請求書」という。）に、行使に係る本新株予約権の内容及び数並びに本新株予約権を行使する日（以下、「行使日」という。）その他必要事項を記載し、記名捺印のうえ、法令及び取引所規則等並びに当社の要請により要求されるその他の書類（以下、「添付書類」という。）を添えて、これを本新株予約権の行使請求受付場所（以下、「受付場所」という。）に提出し、かつ、当該行使にかかる本新株予約権の出資価額の全額に相当する金銭を次項に定める払込取扱場所に払い込むことにより、これを行うことができる。
- (2) 新株予約権者は、1個の新株予約権を分割して行使することはできない。
- (3) 受付場所は、当社財務企画・IR室又はその業務を承継する部署とする。

10. 本新株予約権の行使に際しての払込取扱場所

本新株予約権の行使に際しての払込取扱場所（以下、「払込取扱場所」という。）は、株式会社北國銀行松任支店又はその業務を承継する銀行もしくはその部署とする。

11. 本新株予約権の行使の効力

新株予約権の行使の効力は、前2項の規定に従い、請求書及び添付書類が受付場所に到達し、かつ、当該行使にかかる新株予約権の出資価額の全額が払込取扱場所において払い込まれたときに生じ、新株予約権を行使した新株予約権者は、かかる効力が生じた日に当該新株予約権の目的である株式の株主となる。

12. 端数処理

本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合、これを切り捨てる。

13. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

行使に際して払込み又は給付をした財産の額（資本金等増加限度額）として会社計算規則第17条第1項に定める額の2分の1の額を資本金として計上し（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、その余を資本準備金として計上する。

14. 本新株予約権の取得

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会又は取締役会で承認された場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 本新株予約権者が第8項に定める条件に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) その他の条件については、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- (4) 前3号の場合における手続は、当社が定めるところによる。

15. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

16. 本新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

17. 本新株予約権者への通知

当社による本新株予約権者への通知は、本新株予約権に関する新株予約権原簿に記載された本新株予約権者の住所宛てに行い、かつ、それをもって足りる。

18. 合併等における新株予約権の交付

(1) 当社は、当社を消滅会社とする合併（以下、「本合併」という。）を行う場合において、吸収合併契約又は新設合併契約（以下、総称して「合併契約」という。）の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に本合併後存続する株式会社又は本合併により設立する株式会社（以下、総称して「存続会社」という。）の新株予約権を交付することができる。

(2) 前号の場合における新株予約権の交付の条件は以下のとおりとする。ただし、合併契約において別に定める場合はこの限りではない。

(a) 交付される新株予約権（以下、「承継新株予約権」という。）の目的である存続会社の株式の数
交付時の交付新株予約権の目的である存続会社の株式の数（以下、「承継目的株式数」という。）は、次の算式により算出される。

$$\text{承継目的株式数} = \frac{\text{合併の効力発生直前、合併契約に定める当社の株式1株に対する存続会社における目的株式数} \times \text{株式の割当ての比率（以下、「割当比率」という。）}}{1}$$

(b) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
承継新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭に限る。）の価額（以下、「承継出資価額」という。）は、当該時点における承継目的株式数1株当たりの出資価額（以下、「承継行使価額」という。）に承継目的株式数を乗じた金額とし、交付時の承継行使価額は、次の算式により算出され、算出の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。ただし、いかなる場合においても、承継出資価額は出資価額を上回らない。

$$\text{承継行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$

(3) 当社は、当社を吸収分割会社とする吸収分割（以下、「本吸収分割」という。）を行う場合において、吸収分割契約の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に吸収分割承継会社の新株予約権を交付することができる。この場合における新株予約権の交付の条件は前号を準用し、同号における「存続会社」は「吸収分割承継会社」と、「合併」は「吸収分割」と、「合併契約」は「吸収分割契約」と、それぞれ読み替える。ただし、吸収分割契約において別に定める場合はこの限りではない。

(4) 当社は、新設分割（以下、「本新設分割」という。）を行う場合において、新設分割計画の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に新設分割設立会社の新株予約権を交付することができる。この場合における新株予約権の交付の条件は第2号を準用し、同号における「存続会社」は「新設分割設立会社」と、「合併」は「新設分割」と、「合併契約」は「新設分割計画」と、それぞれ読み替える。

(5) 当社は、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」という。）を行う場合において、株式交換契約の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に株式交換完全親会社の新株予約権を交付することができる。この場合における新株予約権の交付の条件は第2号を準用し、同号における「存続会社」は「株式交換完全親会社」と、「合併」は「株式交換」と、「合併契約」は「株式交換契約」と、それぞれ読み替える。ただし、株式交換契約において別に定める場合はこの限りではない。

(6) 当社は、株式移転（以下、「本株式移転」という。）を行う場合において、株式移転計画の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に株式移転設立完全親会社の新株予約権を交付することができる。この場合における新株予約権の交付の条件は第2号を準用し、同号における「存続会社」は「株式移転設立完全親会社」と、「合併」は「株式移転」と、「合併契約」は「株式移転計画」と、それぞれ読み替える。

以上

(別紙 1 - 2)

株式会社クスリのアオキ第 5 回新株予約権の内容

1. 会社の商号
株式会社クスリのアオキ
2. 本新株予約権の割当日
平成26年 9 月25日
3. 本新株予約権の数
288個
4. 本新株予約権の払込金額
無償（本新株予約権と引換えに金銭の払込を要しない。）
5. 本新株予約権の目的である株式の数
 - (1) 本新株予約権 1 個当たりの新株予約権の目的である株式の数（以下、「目的株式数」という。）は、当社普通株式 100株とする。
 - (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は、当社普通株式28,800株とする。
 - (3) 当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的株式数を調整する。
調整後目的株式数 = 調整前目的株式数 × 無償割当、分割又は併合の比率
 - (4) 当社は、前号の調整を行った場合、調整が行われた旨及びその内容を、遅滞なく本新株予約権者に対して通知する。
6. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭に限る。）の価額（以下、「出資価額」という。）は、当該時点における目的株式数 1 株当たりの出資価額（以下、「行使価額」という。）に目的株式数を乗じた金額とし、当初行使価額は、以下に従い算出される金額とする。ただし、いかなる場合においても、出資価額は当初行使価額を上回らない。
（当初行使価額）
新株予約権割当日の属する月の前月の各日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）とする（1円未満の端数は切り上げるものとする。）。ただし、当該平均値が新株予約権の割当日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合はその前日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。
 - (2) 当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1円未満の端数を切り上げる。
調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{無償割当、分割又は併合の比率}}$
 - (3) 当社は、前号の調整を行った場合、調整が行われた旨及びその内容を、遅滞なく本新株予約権者に対して通知する。
7. 本新株予約権を行使することができる期間
平成28年10月 1 日から平成30年 9 月30日までの期間とする。
8. 本新株予約権の行使の条件
 - (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第 8 条第 8 項により定義される会社をいう。以下同じ。）の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、対象者が当社又は当社の関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合及び従業員を定年により退職した場合はこの限りではない。
 - (2) 上記(1)ただし書以下の場合であっても、新株予約権者が当社又は当社の関係会社と競業関係にあると取締役会が判断する会社の役員、使用人、囑託、顧問又はコンサルタントとなった場合には、新株予約権の行使は認めない。
 - (3) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
 - (4) その他の行使の条件は、取締役会決議により決定する。

9. 本新株予約権の行使の方法

- (1) 新株予約権の行使は、当社が定める新株予約権行使請求書（以下、「請求書」という。）に、行使に係る本新株予約権の内容及び数並びに本新株予約権を行使する日（以下、「行使日」という。）その他必要事項を記載し、記名捺印のうえ、法令及び取引所規則等並びに当社の要請により要求されるその他の書類（以下、「添付書類」という。）を添えて、これを本新株予約権の行使請求受付場所（以下、「受付場所」という。）に提出し、かつ、当該行使にかかる本新株予約権の出資価額の全額に相当する金銭を次項に定める払込取扱場所に払い込むことにより、これを行うことができる。
- (2) 新株予約権者は、1個の新株予約権を分割して行使することはできない。
- (3) 受付場所は、当社管理本部 財務企画・IR課又はその業務を承継する部署とする。

10. 本新株予約権の行使に際しての払込取扱場所

本新株予約権の行使に際しての払込取扱場所（以下、「払込取扱場所」という。）は、株式会社北國銀行松任支店又はその業務を承継する銀行もしくはその部署とする。

11. 本新株予約権の行使の効力

新株予約権の行使の効力は、前2項の規定に従い、請求書及び添付書類が受付場所に到達し、かつ、当該行使にかかる新株予約権の出資価額の全額が払込取扱場所において払い込まれたときに生じ、新株予約権を行使した新株予約権者は、かかる効力が生じた日に当該新株予約権の目的である株式の株主となる。

12. 端数処理

本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合、これを切り捨てる。

13. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

行使に際して払込み又は給付をした財産の額（資本金等増加限度額）として会社計算規則第17条第1項に定める額の2分の1の額を資本金として計上し（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、その余を資本準備金として計上する。

14. 本新株予約権の取得

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会又は取締役会で承認された場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 本新株予約権者が第8項に定める条件に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) その他の条件については、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- (4) 前3号の場合における手続は、当社が定めるところによる。

15. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

16. 本新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

17. 本新株予約権者への通知

当社による本新株予約権者への通知は、本新株予約権に関する新株予約権原簿に記載された本新株予約権者の住所宛てに行い、かつ、それをもって足りる。

18. 合併等における新株予約権の交付

- (1) 当社は、当社を消滅会社とする合併（以下、「本合併」という。）を行う場合において、吸収合併契約又は新設合併契約（以下、総称して「合併契約」という。）の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に本合併後存続する株式会社又は本合併により設立する株式会社（以下、総称して「存続会社」という。）の新株予約権を交付することができる。
- (2) 前号の場合における新株予約権の交付の条件は以下のとおりとする。ただし、合併契約において別に定める場合はこの限りではない。
- (a) 交付される新株予約権（以下、「承継新株予約権」という。）の目的である存続会社の株式の数
交付時の交付新株予約権の目的である存続会社の株式の数（以下、「承継目的株式数」という。）は、次の算式により算出される。
- $$\text{承継目的株式数} = \text{合併の効力発生直前、合併契約に定める当社の株式1株に対する存続会社における目的株式数} \times \text{株式の割当ての比率（以下、「割当比率」という。）}$$
- (b) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
承継新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭に限る。）の価額（以下、「承継出資価額」という。）は、当該時点における承継目的株式数1株当たりの出資価額（以下、「承継行使価額」という。）に承継目的株式数を乗じた金額とし、交付時の承継行使価額は、次の算式により算出され、算出の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。ただし、いかなる場合においても、承継出資価額は出資価額を上回らない。
- $$\text{承継行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$
- (3) 当社は、当社を吸収分割会社とする吸収分割（以下、「本吸収分割」という。）を行う場合において、吸収分割契約の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に吸収分割承継会社の新株予約権を交付することができる。この場合における新株予約権の交付の条件は前号を準用し、同号における「存続会社」は「吸収分割承継会社」と、「合併」は「吸収分割」と、「合併契約」は「吸収分割契約」と、それぞれ読み替える。ただし、吸収分割契約において別に定める場合はこの限りではない。
- (4) 当社は、新設分割（以下、「本新設分割」という。）を行う場合において、新設分割計画の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に新設分割設立会社の新株予約権を交付することができる。この場合における新株予約権の交付の条件は第2号を準用し、同号における「存続会社」は「新設分割設立会社」と、「合併」は「新設分割」と、「合併契約」は「新設分割計画」と、それぞれ読み替える。
- (5) 当社は、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」という。）を行う場合において、株式交換契約の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に株式交換完全親会社の新株予約権を交付することができる。この場合における新株予約権の交付の条件は第2号を準用し、同号における「存続会社」は「株式交換完全親会社」と、「合併」は「株式交換」と、「合併契約」は「株式交換契約」と、それぞれ読み替える。ただし、株式交換契約において別に定める場合はこの限りではない。
- (6) 当社は、株式移転（以下、「本株式移転」という。）を行う場合において、株式移転計画の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に株式移転設立完全親会社の新株予約権を交付することができる。この場合における新株予約権の交付の条件は第2号を準用し、同号における「存続会社」は「株式移転設立完全親会社」と、「合併」は「株式移転」と、「合併契約」は「株式移転計画」と、それぞれ読み替える。

以上

(別紙 1 - 3)

株式会社クスリのアオキ第 6 回新株予約権の内容

1. 会社の商号
株式会社クスリのアオキ
2. 本新株予約権の割当日
平成27年 9 月25日
3. 本新株予約権の数
154個
4. 本新株予約権の払込金額
無償（本新株予約権と引換えに金銭の払込を要しない。）
5. 本新株予約権の目的である株式の数
 - (1) 本新株予約権 1 個当たりの新株予約権の目的である株式の数（以下、「目的株式数」という。）は、当社普通株式 100株とする。
 - (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は、当社普通株式15,400株とする。
 - (3) 当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的株式数を調整する。
調整後目的株式数 = 調整前目的株式数 × 無償割当、分割又は併合の比率
 - (4) 当社は、前号の調整を行った場合、調整が行われた旨及びその内容を、遅滞なく本新株予約権者に対して通知する。
6. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭に限る。）の価額（以下、「出資価額」という。）は、当該時点における目的株式数 1 株当たりの出資価額（以下、「行使価額」という。）に目的株式数を乗じた金額とし、当初行使価額は、以下に従い算出される金額とする。ただし、いかなる場合においても、出資価額は当初行使価額を上回らない。
（当初行使価額）
新株予約権割当日の属する月の前月の各日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）とする（1円未満の端数は切り上げるものとする。）。ただし、当該平均値が新株予約権の割当日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合はその前日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。
 - (2) 当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1円未満の端数を切り上げる。
調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{無償割当、分割又は併合の比率}}$
 - (3) 当社は、前号の調整を行った場合、調整が行われた旨及びその内容を、遅滞なく本新株予約権者に対して通知する。
7. 本新株予約権を行使することができる期間
平成29年10月 1 日から平成31年 9 月30日までの期間とする。
8. 本新株予約権の行使の条件
 - (1) 新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第 8 条第 8 項により定義される会社をいう。以下同じ。）の取締役、監査役、執行役員又は従業員であることを要する。ただし、対象者が当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、又は執行役員を任期満了により退任した場合及び従業員を定年により退職した場合はこの限りではない。
 - (2) 上記(1)ただし書以下の場合であっても、新株予約権者が当社又は当社の関係会社と競業関係にあると取締役会が判断する会社の役員、使用人、囑託、顧問又はコンサルタントとなった場合には、新株予約権の行使は認めない。
 - (3) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
 - (4) その他の行使の条件は、取締役会決議により決定する。

9. 本新株予約権の行使の方法

- (1) 新株予約権の行使は、当社が定める新株予約権行使請求書（以下、「請求書」という。）に、行使に係る本新株予約権の内容及び数並びに本新株予約権を行使する日（以下、「行使日」という。）その他必要事項を記載し、記名捺印のうえ、法令及び取引所規則等並びに当社の要請により要求されるその他の書類（以下、「添付書類」という。）を添えて、これを本新株予約権の行使請求受付場所（以下、「受付場所」という。）に提出し、かつ、当該行使にかかる本新株予約権の出資価額の全額に相当する金銭を次項に定める払込取扱場所に払い込むことにより、これを行うことができる。
- (2) 新株予約権者は、1個の新株予約権を分割して行使することはできない。
- (3) 受付場所は、経営企画課又はその業務を承継する部署とする。

10. 本新株予約権の行使に際しての払込取扱場所

本新株予約権の行使に際しての払込取扱場所（以下、「払込取扱場所」という。）は、株式会社北國銀行本店営業部又はその業務を承継する銀行もしくはその部署とする。

11. 本新株予約権の行使の効力

新株予約権の行使の効力は、前2項の規定に従い、請求書及び添付書類が受付場所に到達し、かつ、当該行使にかかる新株予約権の出資価額の全額が払込取扱場所において払い込まれたときに生じ、新株予約権を行使した新株予約権者は、かかる効力が生じた日に当該新株予約権の目的である株式の株主となる。

12. 端数処理

本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合、これを切り捨てる。

13. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

行使に際して払込み又は給付をした財産の額（資本金等増加限度額）として会社計算規則第17条第1項に定める額の2分の1の額を資本金として計上し（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、その余を資本準備金として計上する。

14. 本新株予約権の取得

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会又は取締役会で承認された場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 本新株予約権者が第8項に定める条件に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) その他の条件については、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- (4) 前3号の場合における手続は、当社が定めるところによる。

15. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

16. 本新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

17. 本新株予約権者への通知

当社による本新株予約権者への通知は、本新株予約権に関する新株予約権原簿に記載された本新株予約権者の住所宛てに行い、かつ、それをもって足りる。

18. 合併等における新株予約権の交付

- (1) 当社は、当社を消滅会社とする合併（以下、「本合併」という。）を行う場合において、吸収合併契約又は新設合併契約（以下、総称して「合併契約」という。）の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に本合併後存続する株式会社又は本合併により設立する株式会社（以下、総称して「存続会社」という。）の新株予約権を交付することができる。
- (2) 前号の場合における新株予約権の交付の条件は以下のとおりとする。ただし、合併契約において別に定める場合はこの限りではない。
- (a) 交付される新株予約権（以下、「承継新株予約権」という。）の目的である存続会社の株式の数
交付時の交付新株予約権の目的である存続会社の株式の数（以下、「承継目的株式数」という。）は、次の算式により算出される。
- $$\text{承継目的株式数} = \text{合併の効力発生直前、合併契約に定める当社の株式1株に対する存続会社における目的株式数} \times \text{株式の割当ての比率（以下、「割当比率」という。）}$$
- (b) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
承継新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭に限る。）の価額（以下、「承継出資価額」という。）は、当該時点における承継目的株式数1株当たりの出資価額（以下、「承継行使価額」という。）に承継目的株式数を乗じた金額とし、交付時の承継行使価額は、次の算式により算出され、算出の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。ただし、いかなる場合においても、承継出資価額は出資価額を上回らない。
- $$\text{承継行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$
- (3) 当社は、当社を吸収分割会社とする吸収分割（以下、「本吸収分割」という。）を行う場合において、吸収分割契約の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に吸収分割承継会社の新株予約権を交付することができる。この場合における新株予約権の交付の条件は前号を準用し、同号における「存続会社」は「吸収分割承継会社」と、「合併」は「吸収分割」と、「合併契約」は「吸収分割契約」と、それぞれ読み替える。ただし、吸収分割契約において別に定める場合はこの限りではない。
- (4) 当社は、新設分割（以下、「本新設分割」という。）を行う場合において、新設分割計画の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に新設分割設立会社の新株予約権を交付することができる。この場合における新株予約権の交付の条件は第2号を準用し、同号における「存続会社」は「新設分割設立会社」と、「合併」は「新設分割」と、「合併契約」は「新設分割計画」と、それぞれ読み替える。
- (5) 当社は、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」という。）を行う場合において、株式交換契約の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に株式交換完全親会社の新株予約権を交付することができる。この場合における新株予約権の交付の条件は第2号を準用し、同号における「存続会社」は「株式交換完全親会社」と、「合併」は「株式交換」と、「合併契約」は「株式交換契約」と、それぞれ読み替える。ただし、株式交換契約において別に定める場合はこの限りではない。
- (6) 当社は、株式移転（以下、「本株式移転」という。）を行う場合において、株式移転計画の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に株式移転設立完全親会社の新株予約権を交付することができる。この場合における新株予約権の交付の条件は第2号を準用し、同号における「存続会社」は「株式移転設立完全親会社」と、「合併」は「株式移転」と、「合併契約」は「株式移転計画」と、それぞれ読み替える。

以上

(別紙2-1)

株式会社クスリのアオキホールディングス第1回新株予約権の内容

1. 会社の商号

株式会社クスリのアオキホールディングス

2. 本新株予約権の割当日

平成28年11月21日

3. 本新株予約権の払込金額

無償(本新株予約権と引換えに金銭の払込を要しない。)

4. 本新株予約権の目的である株式の数

(1) 本新株予約権1個当たりの新株予約権の目的である株式の数(以下、「目的株式数」という。)は、当社普通株式400株とする。

(2) 当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的株式数を調整する。

$$\text{調整後目的株式数} = \text{調整前目的株式数} \times \text{無償割当、分割又は併合の比率}$$

(3) 当社は、前号の調整を行った場合、調整が行われた旨及びその内容を、遅滞なく本新株予約権者に対して通知する。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産(金銭に限る。)の価額(以下、「出資価額」という。)は、当該時点における目的株式数1株当たりの出資価額(以下、「行使価額」という。)に目的株式数を乗じた金額とし、当初行使価額は、1,803円とする。ただし、いかなる場合においても、出資価額は当初行使価額を上回らない。

(2) 当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{無償割当、分割又は併合の比率}}$$

(3) 当社は、前号の調整を行った場合、調整が行われた旨及びその内容を、遅滞なく本新株予約権者に対して通知する。

6. 本新株予約権を行使することができる期間

平成28年11月21日から平成29年9月30日までの期間とする。

7. 本新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社(「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第8条第8項により定義される会社をいう。以下同じ。)の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、対象者が当社又は当社の関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合及び従業員を定年により退職した場合はこの限りではない。

(2) 上記(1)ただし書以下の場合であっても、新株予約権者が当社又は当社の関係会社と競業関係にあると取締役会が判断する会社の役員、使用人、囑託、顧問又はコンサルタントとなった場合には、新株予約権の行使は認めない。

(3) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

(4) その他の行使の条件は、取締役会決議により決定する。

8. 本新株予約権の行使の方法

- (1) 新株予約権の行使は、当社が定める新株予約権行使請求書（以下、「請求書」という。）に、行使に係る本新株予約権の内容及び数並びに本新株予約権を行使する日（以下、「行使日」という。）その他必要事項を記載し、記名捺印のうえ、法令及び取引所規則等並びに当社の要請により要求されるその他の書類（以下、「添付書類」という。）を添えて、これを本新株予約権の行使請求受付場所（以下、「受付場所」という。）に提出し、かつ、当該行使にかかる本新株予約権の出資価額の全額に相当する金銭を次項に定める払込取扱場所に払い込むことにより、これを行うことができる。
- (2) 新株予約権者は、1個の新株予約権を分割して行使することはできない。
- (3) 受付場所は、経営企画課又はその業務を承継する部署とする。

9. 本新株予約権の行使に際しての払込取扱場所

本新株予約権の行使に際しての払込取扱場所（以下、「払込取扱場所」という。）は、株式会社北國銀行本店営業部又はその業務を承継する銀行もしくはその部署とする。

10. 本新株予約権の行使の効力

新株予約権の行使の効力は、前2項の規定に従い、請求書及び添付書類が受付場所に到達し、かつ、当該行使にかかる新株予約権の出資価額の全額が払込取扱場所において払い込まれたときに生じ、新株予約権を行使した新株予約権者は、かかる効力が生じた日に当該新株予約権の目的である株式の株主となる。

11. 端数処理

本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合、これを切り捨てる。

12. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

行使に際して払込み又は給付をした財産の額（資本金等増加限度額）として会社計算規則第17条第1項に定める額の2分の1の額を資本金として計上し（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、その余を資本準備金として計上する。

13. 本新株予約権の取得

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会又は取締役会で承認された場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 本新株予約権者が第7項に定める条件に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) その他の条件については、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- (4) 前3号の場合における手続は、当社が定めるところによる。

14. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

15. 本新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

16. 本新株予約権者への通知

当社による本新株予約権者への通知は、本新株予約権に関する新株予約権原簿に記載された本新株予約権者の住所宛てに行い、かつ、それをもって足りる。

17. 合併等における新株予約権の交付

- (1) 当社は、当社を消滅会社とする合併（以下、「本合併」という。）を行う場合において、吸収合併契約又は新設合併契約（以下、総称して「合併契約」という。）の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に本合併後存続する株式会社又は本合併により設立する株式会社（以下、総称して「存続会社」という。）の新株予約権を交付することができる。
- (2) 前号の場合における新株予約権の交付の条件は以下のとおりとする。ただし、合併契約において別に定める場合はこの限りではない。
- (a) 交付される新株予約権（以下、「承継新株予約権」という。）の目的である存続会社の株式の数
交付時の交付新株予約権の目的である存続会社の株式の数（以下、「承継目的株式数」という。）は、次の算式により算出される。
- $$\text{承継目的株式数} = \text{合併の効力発生直前、合併契約に定める当社の株式1株に対する存続会社における目的株式数} \times \text{株式の割当ての比率（以下、「割当比率」という。）}$$
- (b) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
承継新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭に限る。）の価額（以下、「承継出資価額」という。）は、当該時点における承継目的株式数1株当たりの出資価額（以下、「承継行使価額」という。）に承継目的株式数を乗じた金額とし、交付時の承継行使価額は、次の算式により算出され、算出の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。ただし、いかなる場合においても、承継出資価額は出資価額を上回らない。
- $$\text{承継行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$
- (3) 当社は、当社を吸収分割会社とする吸収分割（以下、「本吸収分割」という。）を行う場合において、吸収分割契約の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に吸収分割承継会社の新株予約権を交付することができる。この場合における新株予約権の交付の条件は前号を準用し、同号における「存続会社」は「吸収分割承継会社」と、「合併」は「吸収分割」と、「合併契約」は「吸収分割契約」と、それぞれ読み替える。ただし、吸収分割契約において別に定める場合はこの限りではない。
- (4) 当社は、新設分割（以下、「本新設分割」という。）を行う場合において、新設分割計画の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に新設分割設立会社の新株予約権を交付することができる。この場合における新株予約権の交付の条件は第2号を準用し、同号における「存続会社」は「新設分割設立会社」と、「合併」は「新設分割」と、「合併契約」は「新設分割計画」と、それぞれ読み替える。
- (5) 当社は、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」という。）を行う場合において、株式交換契約の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に株式交換完全親会社の新株予約権を交付することができる。この場合における新株予約権の交付の条件は第2号を準用し、同号における「存続会社」は「株式交換完全親会社」と、「合併」は「株式交換」と、「合併契約」は「株式交換契約」と、それぞれ読み替える。ただし、株式交換契約において別に定める場合はこの限りではない。
- (6) 当社は、株式移転（以下、「本株式移転」という。）を行う場合において、株式移転計画の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に株式移転設立完全親会社の新株予約権を交付することができる。この場合における新株予約権の交付の条件は第2号を準用し、同号における「存続会社」は「株式移転設立完全親会社」と、「合併」は「株式移転」と、「合併契約」は「株式移転計画」と、それぞれ読み替える。

以上

(別紙2 - 2)

株式会社クスリのアオキホールディングス第2回新株予約権の内容

1. 会社の商号

株式会社クスリのアオキホールディングス

2. 本新株予約権の割当日

平成28年11月21日

3. 本新株予約権の払込金額

無償（本新株予約権と引換えに金銭の払込を要しない。）

4. 本新株予約権の目的である株式の数

(1) 本新株予約権1個当たりの新株予約権の目的である株式の数（以下、「目的株式数」という。）は、当社普通株式200株とする。

(2) 当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的株式数を調整する。

$$\text{調整後目的株式数} = \text{調整前目的株式数} \times \text{無償割当、分割又は併合の比率}$$

(3) 当社は、前号の調整を行った場合、調整が行われた旨及びその内容を、遅滞なく本新株予約権者に対して通知する。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭に限る。）の価額（以下、「出資価額」という。）は、当該時点における目的株式数1株当たりの出資価額（以下、「行使価額」という。）に目的株式数を乗じた金額とし、当初行使価額は、2,453円とする。ただし、いかなる場合においても、出資価額は当初行使価額を上回らない。

(2) 当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{無償割当、分割又は併合の比率}}$$

(3) 当社は、前号の調整を行った場合、調整が行われた旨及びその内容を、遅滞なく本新株予約権者に対して通知する。

6. 本新株予約権を行使することができる期間

平成28年11月21日から平成30年9月30日までの期間とする。

7. 本新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第8条第8項により定義される会社をいう。以下同じ。）の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、対象者が当社又は当社の関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合及び従業員を定年により退職した場合はこの限りではない。

(2) 上記(1)ただし書以下の場合であっても、新株予約権者が当社又は当社の関係会社と競業関係にあると取締役会が判断する会社の役員、使用人、囑託、顧問又はコンサルタントとなった場合には、新株予約権の行使は認めない。

(3) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

(4) その他の行使の条件は、取締役会決議により決定する。

8. 本新株予約権の行使の方法

(1) 新株予約権の行使は、当社が定める新株予約権行使請求書（以下、「請求書」という。）に、行使に係る本新株予約権の内容及び数並びに本新株予約権を行使する日（以下、「行使日」という。）その他必要事項を記載し、記名捺印のうえ、法令及び取引所規則等並びに当社の要請により要求されるその他の書類（以下、「添付書類」という。）を添えて、これを本新株予約権の行使請求受付場所（以下、「受付場所」という。）に提出し、かつ、当該行使にかかる本新株予約権の出資価額の全額に相当する金銭を次項に定める払込取扱場所に払い込むことにより、これを行うことができる。

(2) 新株予約権者は、1個の新株予約権を分割して行使することはできない。

(3) 受付場所は、経営企画課又はその業務を承継する部署とする。

9. 本新株予約権の行使に際しての払込取扱場所
本新株予約権の行使に際しての払込取扱場所（以下、「払込取扱場所」という。）は、株式会社北國銀行本店営業部又はその業務を承継する銀行もしくはその部署とする。
10. 本新株予約権の行使の効力
新株予約権の行使の効力は、前2項の規定に従い、請求書及び添付書類が受付場所に到達し、かつ、当該行使にかかる新株予約権の出資価額の全額が払込取扱場所において払い込まれたときに生じ、新株予約権を行使した新株予約権者は、かかる効力が生じた日に当該新株予約権の目的である株式の株主となる。
11. 端数処理
本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合、これを切り捨てる。
12. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
行使に際して払込み又は給付をした財産の額（資本金等増加限度額）として会社計算規則第17条第1項に定める額の2分の1の額を資本金として計上し（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、その余を資本準備金として計上する。
13. 本新株予約権の取得
 - (1) 当社が消滅会社となる合併契約又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会又は取締役会で承認された場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、本新株予約権を無償で取得することができる。
 - (2) 本新株予約権者が第7項に定める条件に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、本新株予約権を無償で取得することができる。
 - (3) その他の条件については、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
 - (4) 前3号の場合における手続は、当社が定めるところによる。
14. 本新株予約権の譲渡制限
本新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
15. 本新株予約権証券の不発行
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
16. 本新株予約権者への通知
当社による本新株予約権者への通知は、本新株予約権に関する新株予約権原簿に記載された本新株予約権者の住所宛てに行い、かつ、それをもって足りる。

17. 合併等における新株予約権の交付

- (1) 当社は、当社を消滅会社とする合併（以下、「本合併」という。）を行う場合において、吸収合併契約又は新設合併契約（以下、総称して「合併契約」という。）の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に本合併後存続する株式会社又は本合併により設立する株式会社（以下、総称して「存続会社」という。）の新株予約権を交付することができる。
- (2) 前号の場合における新株予約権の交付の条件は以下のとおりとする。ただし、合併契約において別に定める場合はこの限りではない。
- (a) 交付される新株予約権（以下、「承継新株予約権」という。）の目的である存続会社の株式の数
交付時の交付新株予約権の目的である存続会社の株式の数（以下、「承継目的株式数」という。）は、次の算式により算出される。
- $$\text{承継目的株式数} = \text{合併の効力発生直前、合併契約に定める当社の株式1株に対する存続会社における目的株式数} \times \text{株式の割当ての比率（以下、「割当比率」という。）}$$
- (b) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
承継新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭に限る。）の価額（以下、「承継出資価額」という。）は、当該時点における承継目的株式数1株当たりの出資価額（以下、「承継行使価額」という。）に承継目的株式数を乗じた金額とし、交付時の承継行使価額は、次の算式により算出され、算出の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。ただし、いかなる場合においても、承継出資価額は出資価額を上回らない。
- $$\text{承継行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$
- (3) 当社は、当社を吸収分割会社とする吸収分割（以下、「本吸収分割」という。）を行う場合において、吸収分割契約の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に吸収分割承継会社の新株予約権を交付することができる。この場合における新株予約権の交付の条件は前号を準用し、同号における「存続会社」は「吸収分割承継会社」と、「合併」は「吸収分割」と、「合併契約」は「吸収分割契約」と、それぞれ読み替える。ただし、吸収分割契約において別に定める場合はこの限りではない。
- (4) 当社は、新設分割（以下、「本新設分割」という。）を行う場合において、新設分割計画の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に新設分割設立会社の新株予約権を交付することができる。この場合における新株予約権の交付の条件は第2号を準用し、同号における「存続会社」は「新設分割設立会社」と、「合併」は「新設分割」と、「合併契約」は「新設分割計画」と、それぞれ読み替える。
- (5) 当社は、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」という。）を行う場合において、株式交換契約の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に株式交換完全親会社の新株予約権を交付することができる。この場合における新株予約権の交付の条件は第2号を準用し、同号における「存続会社」は「株式交換完全親会社」と、「合併」は「株式交換」と、「合併契約」は「株式交換契約」と、それぞれ読み替える。ただし、株式交換契約において別に定める場合はこの限りではない。
- (6) 当社は、株式移転（以下、「本株式移転」という。）を行う場合において、株式移転計画の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に株式移転設立完全親会社の新株予約権を交付することができる。この場合における新株予約権の交付の条件は第2号を準用し、同号における「存続会社」は「株式移転設立完全親会社」と、「合併」は「株式移転」と、「合併契約」は「株式移転計画」と、それぞれ読み替える。

以 上

(別紙2-3)

株式会社クスリのアオキホールディングス第3回新株予約権の内容

1. 会社の商号

株式会社クスリのアオキホールディングス

2. 本新株予約権の割当日

平成28年11月21日

3. 本新株予約権の払込金額

無償(本新株予約権と引換えに金銭の払込を要しない。)

4. 本新株予約権の目的である株式の数

(1) 本新株予約権1個当たりの新株予約権の目的である株式の数(以下、「目的株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

(2) 当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的株式数を調整する。

$$\text{調整後目的株式数} = \text{調整前目的株式数} \times \text{無償割当、分割又は併合の比率}$$

(3) 当社は、前号の調整を行った場合、調整が行われた旨及びその内容を、遅滞なく本新株予約権者に対して通知する。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産(金銭に限る。)の価額(以下、「出資価額」という。)は、当該時点における目的株式数1株当たりの出資価額(以下、「行使価額」という。)に目的株式数を乗じた金額とし、当初行使価額は、6,125円とする。ただし、いかなる場合においても、出資価額は当初行使価額を上回らない。

(2) 当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{無償割当、分割又は併合の比率}}$$

(3) 当社は、前号の調整を行った場合、調整が行われた旨及びその内容を、遅滞なく本新株予約権者に対して通知する。

6. 本新株予約権を行使することができる期間

平成29年10月1日から平成31年9月30日までの期間とする。

7. 本新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社(「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第8条第8項により定義される会社をいう。以下同じ。)の取締役、監査役、執行役員又は従業員であることを要する。ただし、対象者が当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、又は執行役員を任期満了により退任した場合及び従業員を定年により退職した場合はこの限りではない。

(2) 上記(1)ただし書以下の場合であっても、新株予約権者が当社又は当社の関係会社と競業関係にあると取締役会が判断する会社の役員、使用人、囑託、顧問又はコンサルタントとなった場合には、新株予約権の行使は認めない。

(3) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

(4) その他の行使の条件は、取締役会決議により決定する。

8. 本新株予約権の行使の方法

- (1) 新株予約権の行使は、当社が定める新株予約権行使請求書（以下、「請求書」という。）に、行使に係る本新株予約権の内容及び数並びに本新株予約権を行使する日（以下、「行使日」という。）その他必要事項を記載し、記名捺印のうえ、法令及び取引所規則等並びに当社の要請により要求されるその他の書類（以下、「添付書類」という。）を添えて、これを本新株予約権の行使請求受付場所（以下、「受付場所」という。）に提出し、かつ、当該行使にかかる本新株予約権の出資価額の全額に相当する金銭を次項に定める払込取扱場所に払い込むことにより、これを行うことができる。
- (2) 新株予約権者は、1個の新株予約権を分割して行使することはできない。
- (3) 受付場所は、経営企画課又はその業務を承継する部署とする。

9. 本新株予約権の行使に際しての払込取扱場所

本新株予約権の行使に際しての払込取扱場所（以下、「払込取扱場所」という。）は、株式会社北國銀行本店営業部又はその業務を承継する銀行もしくはその部署とする。

10. 本新株予約権の行使の効力

新株予約権の行使の効力は、前2項の規定に従い、請求書及び添付書類が受付場所に到達し、かつ、当該行使にかかる新株予約権の出資価額の全額が払込取扱場所において払い込まれたときに生じ、新株予約権を行使した新株予約権者は、かかる効力が生じた日に当該新株予約権の目的である株式の株主となる。

11. 端数処理

本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合、これを切り捨てる。

12. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

行使に際して払込み又は給付をした財産の額（資本金等増加限度額）として会社計算規則第17条第1項に定める額の2分の1の額を資本金として計上し（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、その余を資本準備金として計上する。

13. 本新株予約権の取得

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会又は取締役会で承認された場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 本新株予約権者が第7項に定める条件に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) その他の条件については、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- (4) 前3号の場合における手続は、当社が定めるところによる。

14. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

15. 本新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

16. 本新株予約権者への通知

当社による本新株予約権者への通知は、本新株予約権に関する新株予約権原簿に記載された本新株予約権者の住所宛てに行い、かつ、それをもって足りる。

17. 合併等における新株予約権の交付

- (1) 当社は、当社を消滅会社とする合併（以下、「本合併」という。）を行う場合において、吸収合併契約又は新設合併契約（以下、総称して「合併契約」という。）の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に本合併後存続する株式会社又は本合併により設立する株式会社（以下、総称して「存続会社」という。）の新株予約権を交付することができる。
- (2) 前号の場合における新株予約権の交付の条件は以下のとおりとする。ただし、合併契約において別に定める場合はこの限りではない。
- (a) 交付される新株予約権（以下、「承継新株予約権」という。）の目的である存続会社の株式の数
交付時の交付新株予約権の目的である存続会社の株式の数（以下、「承継目的株式数」という。）は、次の算式により算出される。
- $$\text{承継目的株式数} = \frac{\text{合併の効力発生直前、合併契約に定める当社の株式1株に対する存続会社における目的株式数} \times \text{株式の割当ての比率（以下、「割当比率」という。）}}{1}$$
- (b) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
承継新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭に限る。）の価額（以下、「承継出資価額」という。）は、当該時点における承継目的株式数1株当たりの出資価額（以下、「承継行使価額」という。）に承継目的株式数を乗じた金額とし、交付時の承継行使価額は、次の算式により算出され、算出の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。ただし、いかなる場合においても、承継出資価額は出資価額を上回らない。
- $$\text{承継行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$
- (3) 当社は、当社を吸収分割会社とする吸収分割（以下、「本吸収分割」という。）を行う場合において、吸収分割契約の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に吸収分割承継会社の新株予約権を交付することができる。この場合における新株予約権の交付の条件は前号を準用し、同号における「存続会社」は「吸収分割承継会社」と、「合併」は「吸収分割」と、「合併契約」は「吸収分割契約」と、それぞれ読み替える。ただし、吸収分割契約において別に定める場合はこの限りではない。
- (4) 当社は、新設分割（以下、「本新設分割」という。）を行う場合において、新設分割計画の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に新設分割設立会社の新株予約権を交付することができる。この場合における新株予約権の交付の条件は第2号を準用し、同号における「存続会社」は「新設分割設立会社」と、「合併」は「新設分割」と、「合併契約」は「新設分割計画」と、それぞれ読み替える。
- (5) 当社は、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」という。）を行う場合において、株式交換契約の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に株式交換完全親会社の新株予約権を交付することができる。この場合における新株予約権の交付の条件は第2号を準用し、同号における「存続会社」は「株式交換完全親会社」と、「合併」は「株式交換」と、「合併契約」は「株式交換契約」と、それぞれ読み替える。ただし、株式交換契約において別に定める場合はこの限りではない。
- (6) 当社は、株式移転（以下、「本株式移転」という。）を行う場合において、株式移転計画の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に株式移転設立完全親会社の新株予約権を交付することができる。この場合における新株予約権の交付の条件は第2号を準用し、同号における「存続会社」は「株式移転設立完全親会社」と、「合併」は「株式移転」と、「合併契約」は「株式移転計画」と、それぞれ読み替える。

以上

4【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】

1．本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	クスリのアオキ (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	1
本株式交換により交付する新株式数	普通株式：27,419,560株（予定）	

(注) 1．株式の割当比率

クスリのアオキ普通株式1株に対して、当社の普通株式1株を割当て交付いたします。ただし、当社が保有するクスリのアオキ普通株式4,000,000株については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

2．本株式交換により交付する株式数等

当社は本株式交換により、基準時におけるクスリのアオキの株主（ただし、当社を除きます。）に対して、当社普通株式27,419,560株を割当て交付する予定です。なお、クスリのアオキは、効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時まで、保有する自己株式を基準時において消却する予定です。上記の本株式交換により交付する新株式数は、クスリのアオキが基準時において消却する自己株式の数が、平成28年5月20日現在のクスリのアオキ自己株式数（440株）と同数であることを前提として算出しておりますが、本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の買取請求がなされた場合等、クスリのアオキの平成28年5月20日時点における自己株式数が基準時までに変動した場合には、実際に当社が交付する新株式数が変動することがあります。

3．単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（当社は、本株式交換の効力発生日までに、単元株制度を採用し、当社普通株式の単元株式数は、クスリのアオキと同じ100株とする予定です。）を保有することとなるクスリのアオキの株主につきましては、会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対し、その保有する単元未満株式の買取りを請求することができます。

2．本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

(1) 算定の基礎

上記「1．本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式交換比率（以下「本株式交換比率」といいます。）については、その公正性・妥当性を確保するため、当社及びクスリのアオキから独立した第三者機関に株式交換比率に関する助言を依頼することとし、クスリのアオキのフィナンシャルアドバイザーである野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）に、両社の協議において参考とすべき株式交換比率に関する助言を依頼いたしました。

クスリのアオキは、野村證券より、当社は、クスリのアオキ普通株式の保有・管理のみを事業内容とする非上場会社であり、本株式交換後に当社が保有するクスリのアオキ普通株式については売却する予定がなく、また、財政状態に重大な影響を与えうる資産及び負債を有していないことから、当社株式の価値は、当社の保有するクスリのアオキ株式価値とほぼ等しく、クスリのアオキ株式の価値に連動すると考えられると助言を受けました。また、当社の発行済株式数は、当社が保有するクスリのアオキ株式数（4,000,000株）と同数の4,000,000株であり、上記のような一定の前提を条件として、当社の1株当たり株式価値はクスリのアオキ株式1株当たりの株式価値と等しく評価されると考えられるとの助言を受けました。

(2) 算定の経緯

クスリのアオキは、本株式交換契約の締結にあたり、上記の野村證券の助言を参考とした他、クスリのアオキの一般株主保護及び株主平等の観点その他株式交換比率に関する詳細について、重大な影響を及ぼす事象がないことを確認することを目的として、当社に対してデュー・デリジェンスを実施しております。クスリのアオキは、かかるプロセスを踏まえ、当社と慎重に交渉・協議を重ねた結果、本株式交換比率は妥当であり、クスリのアオキの株主の利益を損なうものではないと判断し、当社及びクスリのアオキは、それぞれ平成28年6月30日開催の両社の取締役会において、本株式交換比率に基づく本株式交換契約の締結を決議し、同日両社間にて本株式交換契約を締結いたしました。

(3) 算定機関との関係

クスリのアオキのフィナンシャルアドバイザーである野村證券は、クスリのアオキ及び当社の関連当事者に該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

5【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行（交付）される有価証券との相違】

1．株式の譲渡制限

クスリのアオキの定款には定めがありませんが、当社の定款には、当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない旨の定めがあります。ただし、当社の普通株式はいわゆるテクニカル上場により平成28年11月21日より東京証券取引所に上場する予定であり、これに伴い、同日までに定款変更により上記株式譲渡制限に関する規定を廃止する予定です。

2．単元未満株主の権利

当社の定款には、単元株式数を100株とする旨の定めが置かれる予定であります。クスリのアオキには同様の定めがあります。

また、当社の定款には、単元未満株式を有する株主は()会社法第189条第2項各号に掲げる権利、()会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、()株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を行使することができない旨の規定が置かれる予定であります。クスリのアオキには同様の規定があります。

6【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

1．組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

買取請求権の行使の方法について

クスリのアオキの株主が、その有するクスリのアオキの普通株式につき、クスリのアオキに対して会社法第785条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成28年8月18日開催の定時株主総会において議決権を行使することができる株主については、当該株主総会に先立って本株式交換に反対する旨をクスリのアオキに対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式交換に反対することを要します。また、株式買取請求権の行使は、本株式交換の効力発生日（平成28年11月21日）の20日前から効力発生日の前日までの間に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

議決権の行使の方法について

議決権の行使の方法としては、平成28年8月18日開催の定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります。また、郵送によって議決権を行使する方法もあり、その場合には、平成28年8月17日午後5時までに議決権を行使することが必要になります。

郵送による議決権の行使は、上記定時株主総会に関する株主総会参考書類同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、クスリのアオキに上記の行使期限までに到達するように返送することが必要になります。

組織再編成によって発行される株式の受取方法について

本株式交換によって発行される株式は、本株式交換が効力を生じる時点の直前の時のクスリのアオキの株主（ただし、当社を除きます。）に割り当てられます。なお、当社は株券を発行しませんので、特段の手続は不要です。

2．組織再編成対象会社の新株予約権に関する取扱い

買取請求権の行使の方法について

本株式交換によって発行される新株予約権は、本株式交換契約における会社法第768条第1項第4号又は第5号に掲げる事項についての定めが、クスリのアオキの発行するクスリのアオキ第4回新株予約権、クスリのアオキ第5回新株予約権及びクスリのアオキ第6回新株予約権に係る会社法第236条第1項第8号の条件（同号二に関するものに限り、）に合致するため、会社法第787条第1項の規定により、新株予約権買取請求権が発生しません。

組織再編成によって発行される株式の受取方法について

本株式交換によって発行される新株予約権は、本株式交換が効力を生じる時点の直前の時のクスリのアオキの新株予約権者（ただし、当社を除きます。）に割り当てられます。なお、当社は新株予約権証券を発行しませんので、特段の手続は不要です。

7【組織再編成に関する手続】

1．組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式交換に関し、当社においては会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条の各規定に基づき、株式交換契約、会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、会社法第768条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、クスリのアオキの最終事業年度に係る計算書類等の内容を記載した書面、クスリのアオキにおいて最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容、及び当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、平成28年8月3日より当社本店に備え置く予定です。

の書類は、平成28年6月30日開催の当社及びクスリのアオキの取締役会において承認された株式交換契約であります。の書類は、本株式交換に際して株式交換比率及びその株式交換比率の算定根拠並びに上記株式交換契約において定める当社の増加する資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類であります。

の書類は、本株式交換契約における、クスリのアオキの新株予約権者に対して交付する当社の新株予約権の内容及び数又はその算定方法に関する定めが相当であることを説明した書類であります。の書類は、クスリのアオキの平成28年5月期の計算書類等に関する書類であります。の書類は、クスリのアオキの平成28年5月期の末日後に、会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときに備え置かれるものであり、当該事象を記載した書面であり、の書類は当社の平成28年5月期の末日後に、会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときに備え置かれるものであり、当該事象を記載した書面であります。

これらの書類は、当社本店において、営業時間内に閲覧することができます。なお、本株式交換の効力が生ずる日までの間に、上記の から に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

次に、クスリのアオキにおいては、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第184条の各規定に基づき、株式交換契約、交換対価の相当性に関する事項、交換対価について参考となるべき事項、株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項、当社の最終事業年度に係る計算書類等の内容を記載した書面、当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容、及びクスリのアオキにおいて最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、平成28年8月3日より、クスリのアオキ本店に備え置く予定です。

の書類は、平成28年6月30日開催の当社及びクスリのアオキの取締役会において承認された株式交換契約であります。の書類は、本株式交換に際して株式交換比率及びその株式交換比率の算定根拠並びに上記株式交換契約において定める当社の増加する資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類であります。

の書類は、当社の定款の定め、当社株式の換価の方法、当社株式の市場価格に関する事項、当社の過去5年間にその末日が到来した各事業年度（最終事業年度を除きます。）に係る貸借対照表の内容等を説明するための書類、

の書類は、本株式交換契約における、クスリのアオキの新株予約権者に対して交付する当社の新株予約権の内容及び数又はその算定方法に関する定めが相当であることを説明した書類であります。の書類は、当社の平成28年5月期の計算書類等に関する書類であります。の書類は、当社の平成28年5月期の末日後に、会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときに備え置かれるものであり、当該事象を記載した書面であり、の書類は、クスリのアオキの平成28年5月期の末日後に、会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときに備え置かれるものであり、当該事象を記載した書面であります。

これらの書類は、クスリのアオキの本店において、営業時間内に閲覧することができます。なお、本株式交換の効力が生ずる日までの間に、上記の から に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

2．株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

株式交換契約承認の取締役会（両社）	平成28年6月30日（木曜日）
株式交換契約締結（両社）	平成28年6月30日（木曜日）
株式交換契約承認株主総会開催日（両社）	平成28年8月18日（木曜日）（予定）
株式売買最終日（クスリのアオキ）	平成28年11月15日（火曜日）（予定）
上場廃止日（クスリのアオキ）	平成28年11月16日（水曜日）（予定）
効力発生日	平成28年11月21日（月曜日）（予定）
株式上場日（当社）	平成28年11月21日（月曜日）（予定）

ただし、今後手続を進める中で、やむを得ない状況等が生じた場合には、両社による協議の上、日程を変更する場合があります。

3. 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法
普通株式について

クスリのアオキの株主が、その有するクスリのアオキの普通株式につき、クスリのアオキに対して会社法第785条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成28年8月18日開催の定時株主総会において議決権を行使することができる株主については、当該株主総会に先立って本株式交換に反対する旨をクスリのアオキに対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式交換に反対することを要します。また、株式買取請求権の行使は、本株式交換の効力発生日（平成28年11月21日）の20日前から効力発生日の前日までの間に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

新株予約権について

本株式交換によって発行される新株予約権は、本株式交換契約における会社法第768条第1項第4号又は第5号に掲げる事項についての定めが、クスリのアオキの発行するクスリのアオキ第4回新株予約権、クスリのアオキ第5回新株予約権及びクスリのアオキ第6回新株予約権に係る会社法第236条第1項第8号の条件（同号二に関するものに限ります。）に合致するため、会社法第787条第1項に規定により、新株予約権買取請求権が発生しません。

第2【統合財務情報】

当社の主要な経営指標等、クスリのアオキの主要な経営指標等はそれぞれ以下のとおりです。

< 当社の主要な経営指標等 >

回次	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成28年5月
売上高 (百万円)	35	35	41	47	-
経常利益又は 経常損失 (百万円) ()	31	30	36	42	0
当期純利益又は 当期純損失 (百万円) ()	27	26	31	3	0
持分法を適用 した場合の投 (百万円) 資利益	-	-	-	-	-
資本金 (百万円)	3	3	3	3	3
発行済株式総 数 (株)	60	60	60	60	60
純資産額 (百万円)	4,849	4,421	11,965	16,272	17,089
総資産額 (百万円)	7,354	6,671	18,088	24,607	25,847
1株当たり純 資産額 (円)	80,819,234.98	73,686,525.47	199,432,482.67	271,210,695.60	284,817,395.73
1株当たり配 当額 (円) (うち1株当 たり中間配当 額)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当 期純利益金額 又は当期純損 失金額 (円)	452,826.97	446,940.48	518,015.72	64,745.58	14,699.87
潜在株式調整 後1株当たり 当期純利益金 額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	65.93	66.27	66.15	66.13	66.12
自己資本利益 率 (%)	0.87	0.58	0.38	0.03	0.01
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によ るキャッシュ (百万円) シュ・フロー	27	25	30	8	0
投資活動によ るキャッシュ (百万円) シュ・フロー	-	-	15	15	-
財務活動によ るキャッシュ (百万円) シュ・フロー	25	20	15	15	-
現金及び現金 同等物の期末 (百万円) 残高	4	9	9	0	0
従業員数 〔外、平均臨 時雇用者数〕 (人)	0 〔0〕	0 〔0〕	0 〔0〕	0 〔0〕	4 〔0〕

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 経営指標等(発行済株式総数、株価収益率、配当性向、従業員数を除く。)は、「財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」に基づき作成した財務諸表等により記載しております。第17期及び第18期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりますが、第16期以前については当該監査を受けておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。
6. 平成28年5月16日開催の定時株主総会決議により定款を変更し、決算期を3月31日から5月20日に変更したため、第18期事業年度は、平成28年4月1日から平成28年5月20日までの期間になっております。
7. 平成28年5月期の従業員数4名は、クスリのアオキからの出向者であります。

<クスリのアオキの主要な経営指標等>

回次	第28期	第29期	第30期	第31期	第32期 (参考)
決算年月	平成24年 5 月	平成25年 5 月	平成26年 5 月	平成27年 5 月	平成28年 5 月
売上高 (百万円)	76,135	93,174	114,411	134,994	163,462
経常利益 (百万円)	3,564	4,511	6,085	7,959	9,262
当期純利益 (百万円)	2,047	2,894	3,825	5,213	6,503
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	-	-	-	-	-
資本金 (百万円)	1,301	1,312	1,337	1,367	1,391
発行済株式総数 (株)	7,771,000	7,787,000	7,824,000	15,689,000	31,420,000
純資産額 (百万円)	10,993	13,673	16,974	21,983	28,188
総資産額 (百万円)	33,735	40,928	51,772	64,550	78,417
1株当たり純資産額 (円)	353.37	438.52	541.78	699.59	895.21
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	30.00 (11.00)	32.00 (16.00)	38.00 (19.00)	22.00 (11.00)	12.50 (6.25)
1株当たり当期純利益金額 (円)	65.93	93.02	122.49	166.40	207.09
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	65.81	92.42	121.95	165.86	206.50
自己資本比率 (%)	32.6	33.4	32.7	34.0	35.9
自己資本利益率 (%)	20.4	23.5	25.0	26.8	26.0
株価収益率 (倍)	7.0	19.0	14.6	26.8	31.19
配当性向 (%)	11.4	8.6	7.7	6.6	6.0
営業活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	-	4,497	6,306	8,307	10,719
投資活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	-	3,974	7,229	6,354	12,090
財務活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	-	695	2,331	1,271	1,892
現金及び現金同等物の期末 残高 (百万円)	-	3,850	5,257	8,481	9,001
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (人)	991 〔1,682〕	1,096 〔2,167〕	1,243 〔2,792〕	1,400 〔3,083〕	1,546 〔3,364〕

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第28期は連結財務諸表を作成していたため、それ以前の持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー並びに現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。

3. 第29期以降の持分法を適用した場合の投資利益については、損益及び利益剰余金その他の項目からみて重要性の乏しい関連会社であるため記載を省略しております。

4. クスリのアオキは、平成26年5月21日を効力発生日として普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。また、平成27年5月21日を効力発生日として普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。そのため、第28期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額、及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

5. 第31期より、商品の評価方法について会計方針を変更したため、第30期の関連する主要な経営指標等について、当該会計方針の変更を反映した遡及処理後の数値を記載しております。

6. 経営指標等（発行済株式総数、株価収益率、配当性向、従業員数を除く。）は、「財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」に基づき作成された財務諸表等により記載しております。第28期から第31期までの財務諸表等については、金融商品取引法193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監

査を受けております。なお、第32期（平成28年5月期）につきましては、本届出書提出日現在監査報告書を受領しておりません（平成28年8月18日開催予定の定時株主総会において承認を得る予定です。）。

上記各主要な経営指標等に基づき、本株式交換後の当社に係るものとして算出した主要な経営指標等の見積もりは、以下のとおりであります。もっとも、以下の数値は、監査法人の監査証明を受けていない記載でありますことにご留意ください。また、「売上高」、「経常利益」及び「当期純利益」以外の指標等については、見積もりを記載することが困難であり、また、記載を行うと却って投資家の皆様の判断を誤らせるおそれがありますことから、記載は行っておりません。

売上高	（百万円）	191,000
経常利益	（百万円）	9,300
当期純利益又は当期純損失（ ）	（百万円）	6,510

（注）1．本株式交換の効力発生日は平成28年11月21日の予定であることから、当社は平成28年11月21日以降、クスリのアオキを連結対象といたします。そのため、上記主要な経営指標等を見積もる際には、クスリのアオキの平成28年11月21日以降の財務情報を当社に係るものとして算出しております。

第3【発行者（その関連者）と組織再編成対象会社との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第2 統合財務情報」記載のとおりであります。

2【沿革】

年月	概要
平成11年7月	石川県白山市に当社設立。
平成28年6月	クスリのアオキと本株式交換契約を締結。

3【事業の内容】

当社は、クスリのアオキ株式を含む有価証券の保有及び管理を行っておりますが、本株式交換後においては、医薬品・化粧品・日用雑貨などの近隣型小売業、調剤業務等を営む事業会社の株式又は持分を所有することによる支配又は管理を行う予定です。

当社グループは、当社及び子会社1社（クスリのアオキ）及び関連会社1社（株式会社A2ロジ「以下「A2ロジ」といいます。）で構成され、医薬品・化粧品・日用雑貨などの近隣型小売業、調剤業務等を主たる業務とする予定です。

クスリのアオキは、「健康と美と衛生を通じて社会から期待される企業作りを目指すこと」という経営理念に基づいて、医薬品や化粧品を核商品としながら、生活者の利便性も重視して、日用雑貨、食品、小物衣料などの生活必需品を加えた品揃えのあるドラッグストア事業を行っております。ドラッグストアの出店地域は主に北陸3県であり、当該地域におけるドミナント基盤強化を行っております。更に、富山県に隣接する新潟県への出店を継続しており、当該地域においてもドミナントエリアの拡大を行っております。平成28年6月30日現在で北陸3県に172店舗、その他の地域に153店舗の直営店を展開しております。

また、クスリのアオキはセルフメディケーション（自己治療）と医薬分業の受け皿として地域に密着した「かかりつけ薬局」を目指して調剤薬局も展開しております。

関連会社のA2ロジは総合物流業を行っており、主にクスリのアオキの店舗への商品の配送業務を行っております。

4【関係会社の状況】

本届出書提出日現在における当社の関係会社はありません。

なお、平成28年11月21日時点における関係会社の状況（予定）について、前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要 1 組織再編成の目的等」記載の「2. 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係(1) 提出会社の企業集団の概要」をご参照ください。

5【従業員の状況】

(1) 当社の状況

(平成28年7月20日現在)

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
7	36.0	0.2	295

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、クスリのアオキから出向しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(2) クスリのアオキの状況

(平成28年5月20日現在)

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
1,546(3,364)	32.2	5.1	4,321

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマーアルバイト)は、年間の平均雇用人員(1日8時間換算)を()外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社の状況

該当事項はありません。

クスリのアオキの状況

クスリのアオキの労働組合は、U Aゼンセンクスリのアオキユニオンと称し、U Aゼンセンを上部団体として平成14年5月21日に結成されました。平成28年5月20日現在1,402名の組合員(パートタイマーを含みます。)を有しております。なお、労使関係は安定しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

当社の最近事業年度の業績については、決算期を3月末日から5月20日に変更したことに伴い、平成28年4月1日から平成28年5月20日までの変則決算となりましたが、クスリのアオキからの配当収入が無く、その結果、売上高は発生せず、経常損失0百万円及び当期純損失0百万円となりました。

なお、クスリのアオキの業績等の状況については、クスリのアオキの有価証券報告書（平成27年8月19日提出）及び四半期報告書（平成27年9月30日、平成27年12月28日及び平成28年3月31日提出）をご参照ください。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社は、販売業務等を行っておりません。

なお、クスリのアオキの生産、受注及び販売の状況については、クスリのアオキの有価証券報告書（平成27年8月19日提出）及び四半期報告書（平成27年9月30日、平成27年12月28日及び平成28年3月31日提出）をご参照ください。

3【対処すべき課題】

当社及びクスリのアオキが属するドラッグストア業界は、厳しい出店競争や価格競争、M & Aによる業界再編に加え、平成21年6月に行われた旧薬事法改正に伴い、他業種の参入によって競争環境が激化し、経営環境は厳しさを増しております。

このような経営環境の中、クスリのアオキは、出店攻勢を加速させると共にドミナント経営を推進し、さらなる成長を目指しておりますが、今後、中長期的な企業価値向上を図り、持続的な成長を実現するためには、経営における意思決定の迅速化やM & A等を活用した事業規模の拡大を図る必要があります。そのための組織体制として、監督機能と業務執行機能を分離してグループ経営管理を強化することが必要であるとの観点から持株会社体制への移行を決定いたしました。

当社は、クスリのアオキを完全子会社化することにより、当社がクスリのアオキを含むグループ全体の経営戦略機能や経営管理機能を担うことによって、当社グループの企業価値向上を図ってまいります。

なお、クスリのアオキの対処すべき課題については、クスリのアオキの有価証券報告書（平成27年8月19日提出）及び四半期報告書（平成27年9月30日、平成27年12月28日及び平成28年3月31日提出）をご参照ください。

4【事業等のリスク】

当社は、本株式交換によりクスリのアオキの完全親会社となるため、本株式交換の効力発生日後は、本届出書提出日現在におけるクスリのアオキの事業等のリスクが当社の事業等のリスクになりうるものが想定されます。クスリのアオキの事業等のリスクを踏まえた当社グループの事業等のリスクは以下のとおりです。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載がない限り、本届出書提出日現在において、当社グループが判断しているものであります。

(1) 法的規制について

「医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（以下「医薬品医療機器等法」といいます。）等による規制について

クスリのアオキは、「医薬品医療機器等法」で定義する医薬品等を販売するにあたり、各都道府県の許可、登録、指定、免許及び届出を必要としております。また、食品、たばこ、酒類等を販売するにあたり、食品衛生法等それぞれ関係法令に基づき、所轄官公庁の許可・免許・登録等を必要としております。今後当該法令等の改正により、クスリのアオキの出店及び商品政策は影響を受ける可能性があります。

認可、登録、指定、免許、届出の別	有効期間	関連する法令	許可等の交付者
医薬品販売業許可	6年	医薬品医療機器等法	各都道府県知事又は所轄保健所長
薬局開設許可	6年	医薬品医療機器等法	各都道府県知事又は所轄保健所長
保険薬局指定	6年	健康保険法	所轄地方厚生局長
毒物劇物一般販売業登録	6年	毒物及び劇物取締法	各都道府県知事又は所轄保健所長
高度管理医療機器等販売業許可	6年	医薬品医療機器等法	各都道府県知事又は所轄保健所長
麻薬小売業免許	2年（注）	麻薬及び向精神薬取締法	各都道府県知事
乳類販売業許可	6年	食品衛生法	所轄保健所長
食肉販売業許可	5～8年	食品衛生法	所轄保健所長
魚介類販売業許可	5～8年	食品衛生法	所轄保健所長
一般酒類小売業免許	無制限	酒税法	所轄税務署長
製造たばこ小売販売業許可	無期限	たばこ事業法	所轄財務局長

（注） 新規の場合、「麻薬小売業免許」の有効期限は、免許開始日の翌年の12月31日までであります。

薬価基準の改正及び調剤報酬の改定について

クスリのアオキの調剤売上は、健康保険法に定められた薬価基準に基づく薬剤収入と、同法に定められた調剤報酬点数に基づく調剤技術に係る収入との合計額であります。薬剤収入については、薬価基準の改正によって薬価基準が引き下げられる一方、各医薬品卸売業者との価格交渉により、仕入価格が同程度引き下げられなかった場合には、クスリのアオキの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、調剤報酬の改定によって調剤報酬点数の引下げ等があった場合にもクスリのアオキの業績に影響を受ける可能性があります。

有資格者の確保について

医薬品医療機器等法により、医薬品販売業務や調剤業務は、医薬品の分類に基づき、薬剤師や登録販売者（平成21年6月の旧薬事法の改正により新設）の配置が義務づけられており、薬剤師や登録販売者の確保は重要な課題であると認識しております。そのためクスリのアオキは、積極的な採用活動を繰り広げるとともに、登録販売者の育成に努力しておりますが、薬剤師や登録販売者が十分確保できない場合には、クスリのアオキの出店政策に影響を及ぼす可能性があります。

医薬品の販売規制緩和について

クスリのアオキは、医薬品販売業許可及び薬局開設許可等の許可を受けて営業しております。平成21年6月の旧薬事法の改正に伴い、リスクの低い医薬品については新設の登録販売者が販売可能となったことや、平成26年6月の旧薬事法の改正に伴い、インターネット販売が解禁になったことにより、他業種が医薬品販売に参入する障壁が低くなっております。今後医薬品の販売規制がさらに緩和され、一般小売店における販売の自由化が進んだ場合や他業種との競争が激化した場合には、クスリのアオキの業績に影響を及ぼす可能性があります。

出店に関する規制について

クスリのアオキはドラッグストア及び調剤薬局の多店舗展開を行っておりますが、売場面積が1,000㎡超の店舗を新規出店する場合及び増床により売場面積が1,000㎡超の店舗となる場合において、「大規模小売店舗立地法」の規定に基づき、騒音やゴミ処理法等、出店近隣住民の生活を守る立場から、都道府県又は政令指定都市から一定の審査を受けます。クスリのアオキは地域住民や自治体との調整を図りながら、「大規模小売店舗立地法」を遵守していきますが、この審査の進捗状況によっては、新規出店や増床計画の遅延及び変更が生じて、クスリのアオキの出店政策に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業展開について

出店政策について

クスリのアオキは、平成28年5月20日現在、北陸を地盤に北関東から東海近畿に及ぶ11県においてドラッグストア311店舗（内調剤併設店159店舗）、調剤専門薬局7店舗を経営しております。今後も北陸3県での新規出店とともに、新しい商圈である岐阜県、滋賀県及び愛知県等に新規での出店を進めて行く予定であります。物件確保の状況により、クスリのアオキの出店政策に影響を受ける可能性があります。

また、新しい商圈における出店では一定のドミナントが形成されるまで、ドミナント戦略（店舗間の距離を近づけることでお客様の認知度を高め、広告宣伝費等のコストを低く抑える戦略）のメリットを享受することができません。したがって、物件確保の状況や同業他社との出店競争等により、ドミナントの形成までに時間を要する場合には、クスリのアオキの業績に影響を及ぼす可能性があります。

医薬分業率の動向について

医薬分業制度は、医療の質的な向上を図るために国の政策として推進されてきております。しかしながら、クスリのアオキが調剤薬局を展開している北陸3県は、全国平均と比較して医薬分業率の進行度が低いという状況にあり、今後の医薬分業率の進行状況は、クスリのアオキの業績に影響を及ぼす可能性があります。

個人情報の保護について

クスリのアオキは、メンバーズカードシステムの運用に伴う顧客情報、調剤薬局における顧客の薬歴等、多くの個人情報を有しております。情報管理については、社内規程を定めるなど十分に注意して漏洩防止に努めておりますが、万一個人情報漏洩した場合には、社会的信用の失墜や訴訟の提起による損害賠償、「個人情報の保護に関する法律」に基づく行政処分等により、クスリのアオキの業績に影響を及ぼす可能性があります。

調剤過誤について

クスリのアオキは、薬剤師の調剤技術や薬剤知識の向上に取り組んでおり、調剤過誤防止のために調剤室の環境整備や調剤業務の運用において細心の注意を払っております。薬剤交付前には最終鑑査を行い、複数の薬剤師が配置されている薬局では相互チェックを行う等、鑑査体制の充実を図っております。また、万一の場合に備えて、全調剤薬局において「薬剤師賠償保険」に加入しております。しかしながら、将来において調剤過誤による訴訟を受けるようなことがあった場合は、社会的信用の失墜や多額の損害賠償金額の支払等により、クスリのアオキの業績に影響を及ぼす可能性があります。

食品の安全性について

クスリのアオキは、日配食品、生鮮食品等の食品を販売しております。安心・安全な食品を提供するため、鮮度管理、温度管理等に関するマニュアルの整備と適正な運用に努めております。しかし、万一、食中毒や社会全般にわたる一般的な衛生問題等が発生した場合、クスリのアオキの業績に影響を及ぼす可能性があります。

自然災害について

クスリのアオキは、自然災害に対する備えとして災害マニュアルを作成し、従業員等への教育を行い、被害を最小限に抑える体制の構築に努めております。しかしながら、クスリのアオキの店舗等の所在地域において、想定外の大規模な地震や台風等の自然災害が発生し、店舗等設備の物理的損害、物流網の障害、情報システムの障害及び従業員の人的被害等が発生した場合、クスリのアオキの業績に影響を及ぼす可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

当社はクスリのアオキとの間で、平成28年6月30日、両社株主総会の承認を前提として、平成28年11月21日（予定）を効力発生日とし、当社を完全親会社、クスリのアオキを完全子会社とする株式交換を行うこととする株式交換契約を締結しております。

なお、クスリのアオキの経営上の重要な契約等については、クスリのアオキの有価証券報告書（平成27年8月19日提出）及び四半期報告書（平成27年9月30日、平成27年12月28日及び平成28年3月31日提出）をご参照ください。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社の財政状態及び経営成績の分析は以下のとおりです。以下の記載のうち、将来に関する事項は、本届出書提出日現在において判断したものととなります。

(1) 当事業年度の経営成績の分析

当社の最近事業年度の業績については、決算期を3月31日から5月20日に変更したことに伴い、平成28年4月1日から平成28年5月20日までの変則決算となりましたが、クスリのアオキからの配当収入が無く、その結果、売上高は発生せず、経常損失0百万円及び当期純損失0百万円となりました。

(2) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社は、収入の多くをクスリのアオキからの受取配当金等に依存しております。このため、クスリのアオキの経営環境及びこれに伴う同社の業績や財政状態に強く影響を受けます。

なお、クスリのアオキの事業等のリスクについては、「4.事業等のリスク」に記載のとおりであります。

(3) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社の資金状況ですが、決算期を3月31日から5月20日に変更したことに伴い、平成28年4月1日から平成28年5月20日までの変則決算となりましたが、営業活動によるキャッシュ・フローは0百万円の支出となり、投資活動及び財務活動によるキャッシュ・フローについては、当事業年度での収入及び支出はありませんでした。

なお、クスリのアオキの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、クスリのアオキの有価証券報告書（平成27年8月19日提出）及び四半期報告書（平成27年9月30日、平成27年12月28日及び平成28年3月31日提出）をご参照ください。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

(1) 当社

該当事項はありません。

(2) クスリのアオキ

クスリのアオキの有価証券報告書（平成27年8月19日提出）をご参照ください。

2【主要な設備の状況】

(1) 当社

該当事項はありません。

(2) クスリのアオキ

クスリのアオキの有価証券報告書（平成27年8月19日提出）並びに四半期報告書（平成27年9月30日、平成27年12月28日及び平成28年3月31日提出）をご参照ください。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 当社

該当事項はありません。

(2) クスリのアオキ

クスリのアオキの有価証券報告書（平成27年8月19日提出）及び四半期報告書（平成27年9月30日、平成27年12月28日及び平成28年3月31日提出）をご参照ください。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,000,000(注)1
計	4,000,000

(注)1. 当社は、平成28年8月18日開催予定の当社株主総会において、当社の発行可能株式総数を80,000,000株とする定款変更を実施する予定です。なお、かかる定款変更の効力は、本株式交換の効力発生を条件として、同年11月21日に発生することを予定しております。

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,000,000	非上場	完全議決権株式であり、会社法第107条第1項第1号に掲げる事項を除き(注)1、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。(注)2
計	4,000,000		

(注)1. 当社の定款には、当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない旨の定めがあります。ただし、当社の普通株式はいわゆるテクニカル上場により平成28年11月21日より東京証券取引所に上場する予定であり、これに伴い、同日までに定款変更により上記株式譲渡制限に関する規定を廃止する予定です。

2. 当社の定款には、単元株式にかかる定めがありませんが、テクニカル上場に伴い、当社は、同日までに定款を変更し、その発行する株式について100株をもって1単元とする旨の規定を新設する予定です。

(2) 【新株予約権等の状況】

クスリのアオキが発行した新株予約権は、本株式交換の効力発生日をもって消滅し、同日当該新株予約権の新株予約権者に対して、これに代わる当社の新株予約権を交付します。当社が交付する新株予約権の内容は以下のとおりです。

第1回新株予約権

	株式交換効力発生日現在 (平成28年11月21日)
新株予約権の数	97個(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定の無い当社の標準となる株式である。なお、当社の単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	38,800株(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	1,803円(注)3
新株予約権の行使期間	自 平成28年11月21日 至 平成29年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,803円 資本組入額 902円
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1. 平成28年5月20日現在におけるクスリのアオキ第4回新株予約権の個数を基に算出しております。ただし、当社は、本株式交換に際して、基準時におけるクスリのアオキの第4回新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社のクスリのアオキホールディングス第1回新株予約権1個を交付いたしますので、平成28年5月20日時点におけるクスリのアオキ第4回新株予約権の個数が基準時までにはクスリのアオキ第4回新株予約権の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付するクスリのアオキホールディングス第1回新株予約権が変動することがあります。

2. 当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的株式数を調整します。

調整後目的株式数 = 調整前目的株式数 × 無償割当、分割又は併合の比率

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭に限ります。）の価額（以下「出資価額」といいます。）は、当該時点における目的株式数1株当たりの出資価額（以下「行使価格」といいます。）に目的株式数を乗じた金額とし、当初行使価格は、以下に従い算出される金額とする。ただし、いかなる場合においても、出資価額は当初行使価格を上回らない。

当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は、次の算式により行使価格を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{1}{\text{無償割当、分割又は併合の比率}}$$

当社は、前号の調整を行った場合、調整が行われた旨及びその内容を、遅滞なく本新株予約権者に対して通知する。

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第8条第8項により定義される会社をいいます。以下同じです。）の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、対象者が当社又は当社の関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合及び従業員を定年により退職した場合はこの限りではない。

上記 ただし書以下の場合であっても、新株予約権者が当社又は当社の関係会社と競業関係にあると取締役会が判断する会社の役員、使用人、嘱託、顧問又はコンサルタントとなった場合には、新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

その他の行使の条件は、取締役会決議により決定する。

5. 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社は、当社を消滅会社とする合併（以下「本合併」といいます。）を行う場合において、吸収合併契約又は新設合併契約の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に本合併後存続する株式会社又は本合併により設立する株式会社の新株予約権を交付することができる。

当社は、当社を吸収分割会社とする吸収分割を行う場合において、吸収分割契約の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に吸収分割承継会社の新株予約権を交付することができる。

当社は、新設分割を行う場合において、新設分割計画の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に新設分割設立会社の新株予約権を交付することができる。

当社は、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を行う場合において、株式交換契約の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に株式交換完全親会社の新株予約権を交付することができる。

当社は、株式移転を行う場合において、株式移転計画の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に株式移転設立完全親会社の新株予約権を交付することができる。

第2回新株予約権

	株式交換効力発生日現在 (平成28年11月21日)
新株予約権の数	276個(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定の無い当社の標準となる株式である。なお、当社の単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	55,200株(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	2,453円(注)3
新株予約権の行使期間	自 平成28年11月21日 至 平成30年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,453円 資本組入額 1,226円
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1. 平成28年5月20日現在におけるクスリのアオキ第5回新株予約権の個数を基に算出しております。ただし、当社は、本株式交換に際して、当該基準時におけるクスリのアオキの第5回新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社のクスリのアオキホールディングス第2回新株予約権1個を交付いたしますので、平成28年5月20日時点におけるクスリのアオキ第5回新株予約権の個数が基準時までクスリのアオキ第5回新株予約権の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付するクスリのアオキホールディングス第2回新株予約権が変動することがあります。

2. 当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的株式数を調整します。

調整後目的株式数 = 調整前目的株式数 × 無償割当、分割又は併合の比率

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

出資価額は、行使価格に目的株式数を乗じた金額とし、当初行使価格は、以下に従い算出される金額とする。ただし、いかなる場合においても、出資価額は当初行使価格を上回らない。

当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は、次の算式により行使価格を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{1}{\text{無償割当、分割又は併合の比率}}$$

当社は、前号の調整を行った場合、調整が行われた旨及びその内容を、遅滞なく本新株予約権者に対して通知する。

4．新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、対象者が当社又は当社の関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合及び従業員を定年により退職した場合はこの限りではない。

上記 ただし書以下の場合であっても、新株予約権者が当社又は当社の関係会社と競業関係にあると取締役会が判断する会社の役員、使用人、嘱託、顧問又はコンサルタントとなった場合には、新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

その他の行使の条件は、取締役会決議により決定する。

5．組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社は、本合併を行う場合において、吸収合併契約又は新設合併契約の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に本合併後存続する株式会社又は本合併により設立する株式会社の新株予約権を交付することができる。

当社は、当社を吸収分割会社とする吸収分割を行う場合において、吸収分割契約の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に吸収分割承継会社の新株予約権を交付することができる。

当社は、新設分割を行う場合において、新設分割計画の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に新設分割設立会社の新株予約権を交付することができる。

当社は、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を行う場合において、株式交換契約の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に株式交換完全親会社の新株予約権を交付することができる。

当社は、株式移転を行う場合において、株式移転計画の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に株式移転設立完全親会社の新株予約権を交付することができる。

第3回新株予約権

	株式交換効力発生日現在 (平成28年11月21日)
新株予約権の数	148個(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定の無い当社の標準となる株式である。なお、当社の単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	14,800株(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	6,125円(注)3
新株予約権の行使期間	自 平成29年10月1日 至 平成31年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 6,125円 資本組入額 3,063円
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1．平成28年5月20日現在におけるクスリのアオキ第6回新株予約権の個数を基に算出しております。ただし、当社は、本株式交換に際して、当該基準時におけるクスリのアオキの第6回新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社のクスリのアオキホールディングス第3回新株予約権1個を交付いたしますので、平成28年5月20日時点におけるクスリのアオキ第6回新株予約権の個数が基準時までクスリのアオキ第6回新株予約権の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付するクスリのアオキホールディングス第3回新株予約権が変動することがあります。

2．当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的株式数を調整します。

調整後目的株式数 = 調整前目的株式数 × 無償割当、分割又は併合の比率

3．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

出資価額は、行使価格に目的株式数を乗じた金額とし、当初行使価格は、以下に従い算出される金額とする。ただし、いかなる場合においても、出資価額は当初行使価格を上回らない。

当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は、次の算式により行使価格を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{1}{\text{無償割当、分割又は併合の比率}}$$

当社は、前号の調整を行った場合、調整が行われた旨及びその内容を、遅滞なく本新株予約権者に対して通知する。

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、対象者が当社又は当社の関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合及び従業員を定年により退職した場合はこの限りではない。

上記 ただし書以下の場合であっても、新株予約権者が当社又は当社の関係会社と競業関係にあると取締役会が判断する会社の役員、使用人、嘱託、顧問又はコンサルタントとなった場合には、新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

その他の行使の条件は、取締役会決議により決定する。

5. 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社は、本合併を行う場合において、吸収合併契約又は新設合併契約の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に本合併後存続する株式会社又は本合併により設立する株式会社の新株予約権を交付することができる。

当社は、当社を吸収分割会社とする吸収分割を行う場合において、吸収分割契約の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に吸収分割承継会社の新株予約権を交付することができる。

当社は、新設分割を行う場合において、新設分割計画の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に新設分割設立会社の新株予約権を交付することができる。

当社は、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を行う場合において、株式交換契約の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に株式交換完全親会社の新株予約権を交付することができる。

当社は、株式移転を行う場合において、株式移転計画の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に株式移転設立完全親会社の新株予約権を交付することができる。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成28年7月30日 (注)1	3,999,900	3,999,960		3		
平成28年8月1日 (注)2	40	4,000,000	0	3		

(注)1. 当社は平成28年6月28日付の株主総会決議により、平成28年7月30日を効力発生日として、当社の株式1株を66,666株の割合で株式分割する旨の決議を行っております。

2. 当社は平成28年6月28日付の株主総会決議により、第三者割当ての方法により、払込日を平成28年8月1日として、1株当たりの発行価格を6,420円とする増資を行っております。

(5) 【所有者別状況】

平成28年8月2日現在

区分	株式の状況								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)							4	4	
所有株式数 (株)							4,000,000	4,000,000	
所有株式数の割合(%)							100.0	100.0	

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成28年8月2日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,000,000	4,000,000	完全議決権株式であり、会社法第107条第1項第1号に掲げる事項を除き、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。 (注)1、2
単元未満株式			
発行済株式総数	4,000,000		
総株主の議決権		4,000,000	

(注)1. 当社の定款には、当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない旨の定めがあります。ただし、当社の普通株式はいわゆるテクニカル上場により平成28年11月21日より東京証券取引所に上場する予定であり、これに伴い、同日までに定款変更により上記株式譲渡制限に関する規定を廃止する予定です。

2. 当社の定款には、単元株式にかかる定めがありませんが、テクニカル上場に伴い、当社は、同日までに定款を変更し、その発行する株式について100株をもって1単元とする旨の規定を新設する予定です。

【自己株式等】

当社は、自己株式を所有していません。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社のストックオプション制度は以下のとおりとなる予定です。

第1回新株予約権

決議年月日	平成25年8月19日（注）1
付与対象者の区分及び人数（注）2	取締役4名 使用人19名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

（注）1．クスリのアオキ第4回新株予約権の決議年月日です。

2．平成28年5月20日現在のクスリのアオキ第4回新株予約権の保有者の区分及び人数です。

第2回新株予約権

決議年月日	平成26年8月19日（注）1
付与対象者の区分及び人数（注）2	取締役7名 使用人25名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

（注）1．クスリのアオキ第5回新株予約権の決議年月日です。

2．平成28年5月20日現在のクスリのアオキ第5回新株予約権の保有者の区分及び人数です。

第3回新株予約権

決議年月日	平成27年8月19日（注）1
付与対象者の区分及び人数（注）2	取締役7名 使用人27名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

（注）1．クスリのアオキ第6回新株予約権の決議年月日です。

2．平成28年5月20日現在のクスリのアオキ第6回新株予約権の保有者の区分及び人数です。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

（1）【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（2）【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（3）【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

（4）【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、いわゆるテクニカル上場により平成28年11月21日より東京証券取引所に上場する予定であり、当該上場後は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つと認識し、将来にわたり安定的かつ継続的な配当を実施していくことを基本方針とし、あわせて経営基盤強化のために必要な内部留保の充実等を総合的に勘案し、利益配分を決定してまいりたいと考えております。

今後予想される一層の競争激化に対処すべく、経営基盤の更なる充実・強化のため、内部留保資金につきまして、新規店舗の開設及び既存店舗の改装などの有効投資に活用し、業績の向上に努め、株主の皆様のご期待に応えてまいりたいと考えております。

当社が剰余金の配当を行う場合には、中間配当と期末配当の年2回を基本方針とすることで考えております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。また、当社は、中間配当を取締役会決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

4【株価の推移】

当社株式は、非上場であるため、当社においては株価の推移はありませんが、当社の完全子会社となるクスリのアオキの株価の推移は、以下のとおりであります。

（1）【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第28期	第29期	第30期	第31期	第32期
決算年月	平成24年5月	平成25年5月	平成26年5月	平成27年5月	平成28年5月
最高（円）	2,248	7,970	7,840 3,695	10,730 4,580	7,380
最低（円）	981	1,741	4,790 3,380	3,230 4,220	4,115

（注）1．最高・最低株価は、平成23年3月10日より東京証券取引所市場第一部におけるものであり、それ以前は東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

2．印は、株式分割（平成26年5月21日、1株 2株）による株利落後の株価であります。

3．印は、株式分割（平成27年5月21日、1株 2株）による株利落後の株価であります。

（2）【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成28年2月	3月	4月	5月	6月	7月
最高（円）	5,610	6,420	6,420	6,830	7,070	6,430
最低（円）	4,265	5,010	5,640	5,600	5,950	4,400

（注） 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5【役員の状況】

平成28年8月2日現在の当社の役員の状況は、以下のとおりであります。

男性4名 女性 - 名（役員のうち女性の比率 - %）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役社長		青木 宏憲	昭和47年4月6日生	平成8年4月 大塚製薬株式会社入社 平成15年2月 クスリのアオキ入社 平成18年4月 同社管理部長 平成18年7月 同社執行役員管理部長 平成19年5月 同社執行役員人事教育部長 平成20年11月 同社執行役員調剤事業本部長 平成22年5月 同社執行役員営業本部長兼営業推進室長 平成22年8月 同社代表取締役専務兼営業本部長兼営業推進室長 平成24年5月 同社代表取締役専務兼営業本部長 平成26年5月 同社代表取締役社長兼社長執行役員（現任） 平成28年3月 当社代表取締役社長（現任）	(注)2	1,733
取締役		青木 桂生	昭和17年2月13日生	昭和51年6月 有限会社青木二階堂薬局設立取締役 昭和56年11月 同社代表取締役 昭和60年1月 クスリのアオキ設立代表取締役社長 平成11年7月 当社設立代表取締役 平成12年8月 株式会社ツルハ社外取締役 平成15年8月 クスリのアオキ代表取締役会長 平成17年8月 当社取締役（現任） 平成17年11月 株式会社ツルハホールディングス社外取締役（現任） 平成22年8月 クスリのアオキ取締役会長（現任） 平成27年6月 日本チェーンドラッグストア協会会長（現任）	(注)2	666
取締役		青木 孝憲	昭和48年11月28日生	平成9年4月 東京エレクトロン株式会社入社 平成16年4月 大塚製薬株式会社入社 平成20年4月 クスリのアオキ入社 平成20年11月 同社執行役員IT・業務改革本部長 平成22年5月 同社執行役員商品部長 平成23年5月 同社執行役員商品統括部長 平成24年5月 同社専務執行役員経営管理統括本部長兼IT・物流推進部長 平成25年5月 同社専務執行役員管理本部長兼IT・物流推進部長 平成26年5月 同社専務執行役員店舗運営本部長（現任） 平成28年3月 当社取締役（現任）	(注)2	1,333
監査役		廣田 和男	昭和37年1月31日生	昭和59年4月 株式会社北陸銀行入行 平成16年10月 同行経営管理部副部長 平成18年6月 同行津幡支店長 平成20年6月 同行釧路支店長 平成22年6月 同行融資第一部副部長 平成26年6月 同行監査部上席検査役 平成28年4月 クスリのアオキ出向内部統制推進課付顧問（現任） 平成28年6月 当社監査役（現任）	(注)3	
計						3,733

(注)1. 代表取締役社長青木宏憲及び取締役青木孝憲は、取締役青木桂生の実息であります。

2. 任期 平成28年5月20日までに終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

3. 任期 平成32年5月20日までに終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

4. 本株式交換の効力発生日（平成28年11月21日）において、以下の者が新たに役員に就任する予定です。また、取締役青木孝憲は、本株式交換の効力発生日（平成28年11月21日）までに、取締役を辞任する予定です。

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役最高顧問		青木 保外志	昭和24年 1月 2日生	昭和51年 6月 有限会社青木二階堂薬局設立監査役 昭和56年 3月 有限会社三和薬商代表取締役 昭和60年 1月 クスリのアオキ設立代表取締役専務 平成11年 6月 同社代表取締役副社長 平成15年 8月 同社代表取締役社長 平成24年 5月 同社代表取締役社長兼社長執行役員 平成26年 5月 同社取締役最高顧問（現任）		
取締役		八幡 亮一	昭和41年 8月24日生	平成元年 4月 株式会社ワールド入社 平成16年 7月 クスリのアオキ入社 平成18年 5月 同社執行役員経営企画室長 平成22年 5月 同社執行役員管理本部長 平成24年 5月 同社常務執行役員管理本部長 平成24年 5月 株式会社A 2ロジ取締役（現任） 平成25年 5月 クスリのアオキ常務執行役員財務企画・IR室長 平成26年 5月 同社常務執行役員管理本部長 平成26年 8月 同社取締役兼常務執行役員管理本部長（現任）		
取締役		吉野 邦彦	昭和33年 7月20日生	昭和56年 4月 北邦医薬株式会社入社 昭和60年10月 クスリのアオキ入社 平成16年 5月 同社執行役員商品部長 平成20年 3月 同社執行役員信越地区本部長 平成23年 5月 同社執行役員営業本部副本部長兼信越地区本部長 平成24年 5月 同社常務執行役員営業本部副本部長兼営業推進室長 平成25年 5月 同社常務執行役員営業本部副本部長兼営業推進室長兼近畿東海地区営業担当 平成26年 5月 同社常務執行役員商品本部長 平成27年 5月 同社常務執行役員商品本部長兼MD企画室長（現任）		
取締役		鶴羽 樹	昭和17年 2月11日生	昭和51年 6月 株式会社ツル八入社 昭和53年 7月 同社取締役 平成 6年 8月 同社専務取締役 平成 8年 8月 同社代表取締役専務 平成 9年 8月 同社代表取締役社長 平成16年 8月 クスリのアオキ社外取締役（現任） 平成17年 8月 株式会社ツル八ホールディングス代表取締役社長 平成19年 1月 株式会社くすりの福太郎取締役（現任） 平成20年 8月 株式会社ツル八代表取締役社長兼社長執行役員 平成20年 8月 株式会社ツル八ホールディングス代表取締役社長兼社長執行役員 平成25年12月 株式会社ハーティウォンツ取締役 平成26年 8月 株式会社ツル八代表取締役会長（現任） 平成26年 8月 株式会社ツル八ホールディングス代表取締役会長（現任）		

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役		岡田 元也	昭和26年6月17日生	昭和54年3月	ジャスコ株式会社(現イオン株式会社)入社		
				平成2年5月	同社取締役		
				平成4年2月	同社常務取締役		
				平成7年5月	同社専務取締役		
				平成9年6月	同社代表取締役社長		
				平成14年5月	イオンモール株式会社取締役相談役(現任)		
				平成14年5月	株式会社CFSコーポレーション社外取締役相談役(現任)		
				平成15年5月	イオン株式会社取締役兼代表執行役社長		
				平成16年5月	株式会社カスミ社外取締役相談役(現任)		
				平成17年11月	株式会社ツルハホールディングス社外取締役相談役(現任)		
				平成24年3月	イオン株式会社取締役兼代表執行役社長グループCEO(現任)		
				平成26年8月	クスリのアオキ社外取締役(現任)		
				平成26年11月	ウエルシアホールディングス株式会社取締役(現任)		
				平成27年2月	イオンリテール株式会社取締役相談役(現任)		
				平成27年2月	株式会社ダイエー取締役相談役(現任)		
				平成27年3月	ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社取締役相談役(現任)		
監査役		桑島 敏彰	昭和27年1月23日生	昭和49年4月	三井物産株式会社入社		
				昭和59年7月	カナカン株式会社入社		
				平成2年4月	同社取締役		
				平成6年2月	北陸冷蔵株式会社社外取締役		
				平成12年4月	カナカン株式会社代表取締役社長		
				平成22年6月	コカ・コーラカスタマーマーケティング株式会社入社		
				平成23年4月	同社執行役員トレードマーケティング統括部長		
				平成24年1月	同社執行役員第二営業本部長		
				平成25年9月	アトム運輸株式会社(現株式会社シンクラン)入社		
				平成25年11月	同社取締役副社長(現任)		
				平成26年8月	クスリのアオキ社外監査役(現任)		
監査役		中村 明子	昭和34年12月30日生	平成4年4月	弁護士登録		
				平成4年4月	わかさ法律事務所入所		
				平成6年2月	松本洋武法律事務所(現在に至る)		
				平成26年3月	株式会社北國新聞社社外監査役(現任)		
				平成26年8月	クスリのアオキ社外監査役(現任)		
計							

(注) 1. 取締役鶴羽樹、岡田元也は、社外取締役就任予定であります。

2. 監査役桑島敏彰、中村明子は、社外監査役就任予定であります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

（１）【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、当社の経営と様々な場面でかかわりをもつ株主、取引先、従業員、顧客及び地域社会などの利害関係者（ステークホルダー）との利益を調整しながら、効率的かつ健全な経営を可能とするシステムをいかに構築するかが重要な視点であると認識しております。

当社は、いわゆるテクニカル上場により平成28年11月21日より東京証券取引所に上場する予定であり、これに伴い、上記の課題を実現するために、同日までに本株式交換により当社の完全子会社となるクスリのアオキと同水準のコーポレート・ガバナンスを構築させていく予定です。

なお、当社の完全子会社となるクスリのアオキのコーポレート・ガバナンスの状況については、クスリのアオキの有価証券報告書（平成27年8月19日提出）をご参照下さい。

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

イ．会社の機関の基本説明

当社は、取締役会及び監査役設置会社であります。なお、当社は、いわゆるテクニカル上場により平成28年11月21日より東京証券取引所に上場する予定であり、これに伴い、同日までに定款変更により監査役会及び会計監査人を設置する予定であります。

ロ．内部統制システムの整備の状況

当社は、原則として毎月1回の取締役会を開催するほか、随時必要に応じて臨時取締役会を開催する予定です。なお、当社は、いわゆるテクニカル上場により平成28年11月21日より東京証券取引所に上場する予定であり、これに伴い、同日までに本株式交換により当社の完全子会社となるクスリのアオキと同水準の内部統制システムを構築させていく予定です。

ハ．内部監査及び監査役監査の状況

当社は、内部監査及び監査役監査については、現在未定です。なお、当社は、いわゆるテクニカル上場により平成28年11月21日より東京証券取引所に上場する予定であり、これに伴い、同日までに本株式交換により当社の完全子会社となるクスリのアオキと同水準の内部監査及び監査役監査の実施体制を構築させていく予定です。

ニ．会計監査の状況

当社は、会計監査人を設置しておらず、会社法に基づく会計監査人による監査を行っていませんが、金融商品取引法に基づく監査について、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しております。当社の監査業務を執行した公認会計士は、同監査法人の浜田巨氏及び島義浩氏の2名であり、また監査業務に係る補助者の構成については、公認会計士が5名であります。

なお、当社は、いわゆるテクニカル上場により平成28年11月21日より東京証券取引所に上場する予定であり、これに伴い、同日までに定款変更により会計監査人を設置し、適切な公認会計士又は監査法人を選任し、本株式交換により当社の完全子会社となるクスリのアオキと同水準の会計監査の実施体制を構築させていく予定です。

ホ．社外取締役及び社外監査役

当社は、非上場会社であるため、社外取締役及び社外監査役を選任していません。なお、当社は、いわゆるテクニカル上場により平成28年11月21日より東京証券取引所に上場する予定であり、それに伴い、本株式交換の効力発生日までに、社外取締役及び社外監査役を選任する予定です。

リスク管理体制の整備の状況

リスク管理体制の整備につきましては、現在未定ですが、本株式交換の効力発生日までに当社の完全子会社となるクスリのアオキと同水準のリスク管理体制の整備を行う予定です。

役員報酬等

当社は、当事業年度（平成28年4月1日から平成28年5月20日まで）においては、取締役及び監査役に対して支払った報酬等はありません。なお、取締役の報酬限度額は、平成28年6月28日付の臨時株主総会において年間300百万円と決議しており、また監査役の報酬限度額は、同臨時株主総会において年間200百万円と決議しております。

取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款に定めております。

取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及び、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

取締役会で決議することができる株主総会決議事項**イ．自己株式の取得**

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

ロ．中間配当

当社は、取締役会の決議によって、毎年11月20日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

ハ．取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役（取締役であった者を含みます。）及び監査役（監査役であった者を含みます。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

（２）【監査報酬の内容等】**【監査公認会計士等に対する報酬の内容】**

区分	前事業年度		当事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	2		1	

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針につきましては、監査公認会計士等と協議し、その監査内容、監査日数等について当社の規模、業務の特性に照らして妥当性を確認し、当該監査日数等に応じた報酬額について決定しております。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」といいます。）に基づいて作成しております。
- (2) 平成28年5月16日開催の定時株主総会決議により定款を変更し、決算期を3月31日から5月20日に変更しました。したがって、当事業年度は、平成28年4月1日から平成28年5月20日までとなっております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）及び当事業年度（平成28年4月1日から平成28年5月20日まで）の財務諸表について、有限責任あずさ監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表は作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための取組みを行っております。具体的には、会計専門書の購読等を行っております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成28年5月20日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	0	0
繰延税金資産	0	0
未収還付法人税等	6	6
立替金	-	0
流動資産合計	7	7
固定資産		
投資その他の資産		
投資有価証券	24,600	25,840
投資その他の資産合計	24,600	25,840
固定資産合計	24,600	25,840
資産合計	24,607	25,847
負債の部		
流動負債		
未払金	-	0
預り金	-	0
未払法人税等	0	0
流動負債合計	0	1
固定負債		
繰延税金負債	8,334	8,757
固定負債合計	8,334	8,757
負債合計	8,334	8,758
純資産の部		
株主資本		
資本金	3	3
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	155	154
利益剰余金合計	155	154
株主資本合計	158	157
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	16,114	16,931
評価・換算差額等合計	16,114	16,931
純資産合計	16,272	17,089
負債純資産合計	24,607	25,847

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成28年5月20日)
売上高	47	-
売上原価	-	-
売上総利益	47	-
販売費及び一般管理費	14	10
営業利益又は営業損失()	42	0
営業外収益		
受取利息	0	-
その他	0	-
営業外収益合計	0	-
営業外費用		
支払利息	0	-
営業外費用合計	0	-
経常利益又は経常損失()	42	0
特別利益		
投資有価証券売却益	0	-
特別利益合計	0	-
特別損失		
役員退職金	45	-
特別損失合計	45	-
税引前当期純損失()	2	0
法人税、住民税及び事業税	1	0
法人税等調整額	0	0
法人税等合計	1	0
当期純損失()	3	0

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	3	159	159	162	11,803	11,803	11,965
当期変動額							
当期純損失（ ）		3	3	3			3
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					4,310	4,310	4,310
当期変動額合計	-	3	3	3	4,310	4,310	4,306
当期末残高	3	155	155	158	16,114	16,114	16,272

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成28年5月20日）

（単位：百万円）

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	3	155	155	158	16,114	16,114	16,272
当期変動額							
当期純損失（ ）		0	0	0			0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					817	817	817
当期変動額合計	-	0	0	0	817	817	816
当期末残高	3	154	154	157	16,931	16,931	17,089

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成28年5月20日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失()	2	0
受取利息	0	-
支払利息	0	-
投資有価証券売却益	0	-
その他	0	0
小計	3	0
利息の受取額	0	-
利息の支払額	0	-
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	6	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	8	0
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の取得による支出	15	-
投資有価証券の売却による収入	30	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	15	-
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の返済による支出	15	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	15	-
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	8	0
現金及び現金同等物の期首残高	9	0
現金及び現金同等物の期末残高	0	0

【注記事項】

（重要な会計方針）

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許資金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

3．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成28年5月20日）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許資金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

3．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

（貸借対照表関係）

前事業年度（平成28年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成28年5月20日）

該当事項はありません。

（損益計算書関係）

1 前事業年度、当事業年度ともに、一般管理費に属する費用の割合がおおよそ100%であります。販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成28年5月20日)
役員報酬	2百万円	-
交際費	1百万円	-
出向者給与手当	-	0百万円
支払報酬	-	0百万円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数 （株）	当事業年度増加株式数 （株）	当事業年度減少株式数 （株）	当事業年度末株式数 （株）
普通株式	60	-	-	60

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成28年5月20日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数 （株）	当事業年度増加株式数 （株）	当事業年度減少株式数 （株）	当事業年度末株式数 （株）
普通株式	60	-	-	60

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（キャッシュ・フロー計算書関係）

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 （自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）	当事業年度 （自 平成28年4月1日 至 平成28年5月20日）
現金及び預金	0百万円	0百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	-	-
現金及び現金同等物	0百万円	0百万円

（金融商品関係）

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業活動を行うための必要な運転資金について、自己資金を充当しており、銀行等の金融機関からの資金の借入は基本的に不要の状況であります。また、余剰資金が生じる場合の資金運用については安全性の高い金融資産に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品に係るリスク管理体制

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、全て上場株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

2．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	0	0	-
(2) 未収還付法人税等	6	6	-
(3) 投資有価証券	24,600	24,600	-
資産計	24,607	24,607	-
(1) 未払法人税等	0	0	-
負債計	0	0	-

（注） 金融商品の時価の算定方法及びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 未収還付法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、取引所の価格によっております。

負 債

(1) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

3．金融債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	0	-	-	-
未収還付法人税等	6	-	-	-
合計	7	-	-	-

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成28年5月20日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組み方針

当社は、事業活動を行うための必要な運転資金について、自己資金を充当しており、銀行等の金融機関から資金の借入は基本的に不要の状況であります。また、余剰資金が生じる場合の資金運用については安全性の高い金融資産に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品に係るリスク管理体制

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、全て上場株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	0	0	-
(2) 未収還付法人税等	6	6	-
(3) 投資有価証券	25,840	25,840	-
資産計	25,847	25,847	-
(1) 未払金	0	0	-
(2) 未払法人税等	0	0	-
負債計	0	0	-

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 未収還付法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、取引所の価格によっております。

負 債

(1) 未払金、(2) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

3. 金融債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	0	-	-	-
未収還付法人税等	6	-	-	-
合計	7	-	-	-

(有価証券関係)

前事業年度（平成28年3月31日）

1. その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	24,600	151	24,448
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	24,600	151	24,448
合計		24,600	151	24,448

2. 売却したその他有価証券（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	30	0	-
(3) その他	-	-	-
小計	30	0	-

当事業年度（平成28年5月20日）

1. その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	25,840	151	25,688
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	25,840	151	25,688
合計		25,840	151	25,688

(退職給付関係)

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成28年5月20日）

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

前事業年度（平成28年3月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の内訳

	当事業年度 (平成28年3月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	0百万円
繰延税金資産合計	0百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	8,334百万円
繰延税金負債計	8,334百万円
繰延税金資産（負債）の純額	8,334百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。

3. 法人税率等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年5月21日以降解消されるものに限る）に使用する法定実効税率は従来34.86%から平成28年5月21日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については34.31%に、平成29年5月21日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については34.09%になります。この税率変更による影響は軽微であります。

当事業年度（平成28年5月20日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の内訳

	当事業年度 (平成28年5月20日)
繰延税金資産	
未払事業税	0百万円
繰延税金資産合計	0百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	8,757百万円
繰延税金負債計	8,757百万円
繰延税金資産（負債）の純額	8,757百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

当社は、有価証券の保有及び管理事業という単一セグメントであり、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成28年5月20日）

当社は、有価証券の保有及び管理事業という単一セグメントであり、記載を省略しております。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1．関連当事者との取引

該当事項はありません。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成28年5月20日）

1．関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
当社役員が他の法人の代表者を兼務している場合の法人	株式会社クスリのアオキ	石川県白山市	1,391	医薬品・化粧品・日用雑貨などの近隣型小売業、調剤業務	(所有)12.7	出向者の受入業務の委託 役員の兼任	業務委託費の支払	0	未払金	0

(注) 1．上記金額には消費税等は含まれておりません。

2．当社代表取締役青木宏憲が代表取締役を務める株式会社クスリのアオキとの取引であり、取引条件については、両者が協議して決定した契約に基づいております。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり純資産額	271,210,695.60円
1株当たり当期純損失金額()	64,745.58円

(注) 1．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がなく、また、当期純損失を計上しているため記載しておりません。

2．1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、次のとおりです。

	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
当期純損失金額()(百万円)	3
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-
普通株式に係る当期純損失金額()(百万円)	3
期中平均株式数(株)	60

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成28年5月20日）

	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成28年5月20日)
1株当たり純資産額	284,817,395.73円
1株当たり当期純損失金額()	14,699.87円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がなく、また、当期純損失を計上しているため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、次のとおりです。

	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成28年5月20日)
当期純損失金額()(百万円)	0
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-
普通株式に係る当期純損失金額()(百万円)	0
期中平均株式数(株)	60

(重要な後発事象)

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成28年5月20日）

株式交換による持株会社体制への移行

当社（平成28年6月30日に、有限会社二階堂より、商号変更）の平成28年6月30日開催の取締役会において、平成28年11月21日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、株式会社クスリのアオキを株式交換完全子会社とする株式交換を実施し、持株会社体制に移行することを決議し、同日において、株式会社クスリのアオキとの間で株式交換契約を締結いたしました。

なお、本株式交換は、平成28年8月18日に開催予定の当社定時株主総会での承認及び同日開催予定の株式会社クスリのアオキ定時株主総会での承認を前提としており、本株式交換の実施により株式会社クスリのアオキ株式は上場廃止となりますが、株式会社クスリのアオキの株主の皆様新たに交付される当社株式につきましては、当社がテクニカル上場を申請し、平成28年11月21日に上場することを予定しておりますので、実質的に株式の上場を維持する方針であります。

1. 持株会社体制への移行の背景及び目的

当社の完全子会社になる予定の株式会社クスリのアオキは、厳しい経営環境の中、出店攻勢を加速させると共にドミナント経営を推進し、さらなる成長を目指しておりますが、今後、中長期的な企業価値向上を図り、持続的な成長を実現するためには、経営における意思決定の迅速化やM&A等を活用した事業規模の拡大を図る必要があります。そのための組織体制として、監督機能と業務執行機能を分離してグループ経営管理を強化することが必要であるとの観点から持株会社体制への移行を決定いたしました。

また、当社は、株式会社クスリのアオキ創業家の資産管理会社であり、持株会社体制への移行の手段として当社を株式交換完全親会社とする株式交換を利用する場合、創業家各人による持株会社株式の直接保有となるため、持株会社の株主構成の透明性が向上し、当社のガバナンスに対する株主の皆様がより一層深まるものと考えております。

2. 本株式交換の要旨

(1) 本株式交換の効力発生日 平成28年11月21日（予定）

(2) 本株式交換の方式

当社を株式交換完全親会社、株式会社クスリのアオキを株式交換完全子会社とする株式交換であります。本株式交換は、当社については、平成28年8月18日に開催予定の定時株主総会の決議により、株式会社クスリのアオキについては、平成28年8月18日に開催予定の定時株主総会の決議により、それぞれ本株式交換契約の承認を受けた上で行う予定です。

(3) 本株式交換に係る割当ての内容

	株式会社クスリのアオキホールディングス (株式交換完全親会社)	株式会社クスリのアオキ (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	1
本株式交換により交付する新株式数	普通株式：27,419,560株（予定）	

(注) 1. 当社における発行済株式数の変更

当社は、平成28年7月30日を効力発生日として、普通株式1株を66,666株の割合にて分割する株式分割および平成28年8月1日を払込日とする第三者割当増資による新株式40株の発行を行い、発行済株式数が60株から400万株となっております。上記の株式交換比率は当該株式分割および第三者割当増資実施後の当社の発行済株式数（400万株）を前提とするものであります。

2. 株式の割当比率

株式会社クスリのアオキ普通株式1株に対して、当社普通株式1株を割当て交付いたします。ただし、当社が保有する株式会社クスリのアオキ普通株式400万株については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

3. 本株式交換により交付する株式数等

当社は本株式交換により、当社が株式会社クスリのアオキの発行済株式（但し、当社が保有する株式会社クスリのアオキ株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時における株式会社クスリのアオキの株主（但し、当社を除きます。）に対して、当社の普通株式27,419,560株を割当て交付する予定です。なお、株式会社クスリのアオキは、効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、効力発生日における、本株式交換に係る当社の普通株式の割当ておよび交付がなされる直前の時点（本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の買取請求があった場合には、この買取りの効力発生日後であって、かつ、本株式交換に係る当社の普通株式の割当ておよび交付がなされる直前の時点をいい、以下「基準時」といいます。）において保有する自己株式を基準時において消却する予定です。上記の本株式交換により交付する新株式数は、株式会社クスリのアオキが基準時において消却する自己株式の数が、平成28年5月20日現在の株式会社クスリのアオキ自己株式数（440株）と同数であることを前提として算出しておりますが、株式会社クスリのアオキによる自己株式の消却等の理由により今後修正される可能性があります。

4. 単元未満株式の取り扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（当社は、本株式交換の効力発生日までに、単元株制度を採用し、当社普通株式の単元株式数は、株式会社クスリのアオキと同じ100株とする予定です。）を保有することとなる株式会社クスリのアオキの株主につきましては、会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対し、その保有する単元未満株式の買い取りを請求することができます。

3. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

上記2.(3)「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式交換比率については、その公正性・妥当性を確保するため、株式会社クスリのアオキおよび当社から独立した第三者機関に株式交換比率に関する助言を依頼し、当該第三者機関より、当社は、株式会社クスリのアオキ普通株式の保有・管理のみを事業内容とする非上場会社であり、本株式交換後に当社が保有する株式会社クスリのアオキ株式については売却する予定がなく、また、財政状態に重大な影響を与えうる資産および負債を有していないことから、当社株式の価値は、当社の保有する株式会社クスリのアオキ株式価値とほぼ等しく、株式会社クスリのアオキ株式の価値に連動すると考えられると助言を受けました。

(2) 算定に関する事項

株式会社クスリのアオキは、本株式交換契約の締結にあたり、第三者機関の助言を参考とした他、株式会社クスリのアオキの一般株主保護及び株主平等の観点その他株式交換比率に関する詳細について、重大な影響を及ぼす事象がないことを確認することを目的として、当社に対してデュー・デリジェンスを実施しております。株式会社クスリのアオキは、かかるプロセスを踏まえ、当社と慎重に交渉・協議を重ねた結果、本株式交換比率は妥当であり、株式会社クスリのアオキの株主の利益を損なうものではないと判断し、当社及び株式会社クスリのアオキは、それぞれ平成28年6月30日開催の両社の取締役会において、本株式交換比率に基づく本株式交換契約の締結を決議し、同日両社間にて本株式交換契約を締結いたしました。

(3) 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、その効力発生日（平成28年11月21日を予定）をもって、株式会社クスリのアオキは当社の完全子会社となり、株式会社クスリのアオキ株式は平成28年11月16日付で上場廃止（最終売日は平成28年11月15日）となる予定です。上場廃止後は、株式会社クスリのアオキ株式を株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）において取引することができなくなります。

しかしながら、当社は、株式会社クスリのアオキとの株式交換により、東京証券取引所への新規上場申請手続を行い、当社株式は、いわゆるテクニカル上場（東京証券取引所有価証券上場規程第2条第73号、第208条）により、本株式交換の効力発生日である平成28年11月21日に東京証券取引所市場第一部に上場する予定であります。

株式会社クスリのアオキ株式が上場廃止となった後も、本株式交換により株式会社クスリのアオキ株主の皆様へ割当て交付される当社株式は東京証券取引所市場第一部に上場される予定であることから、本株式交換の効力発生日以後も金融商品取引所市場での取引が可能であり、株式会社クスリのアオキの株主の皆様に対しては引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

4. 本株式交換の当事会社の概要（平成28年5月20日現在）

	株式交換完全親会社	株式交換完全子会社
名称	有限会社二階堂 （現株式会社クスリのアオキホールディングス）	株式会社クスリのアオキ
事業の内容	有価証券の保有及び管理	医薬品・化粧品・日用雑貨などの近隣型小売業、調剤業務

5. 会計処理の概要

本株式交換は、企業結合に関する会計基準における逆取得の会計処理を適用する見込みです。本株式交換により発生するのれん（又は負ののれん）の金額に関しては、現段階では未定です。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄			株式数（株）	貸借対照表計上額 （百万円）
投資有価証券	その他有価証券	株式会社クスリのアオキ	4,000,000	25,840
計			4,000,000	25,840

【債券】

該当事項はありません。

【その他】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

該当事項はありません。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

資産の部

イ．現金及び預金

区分	金額（百万円）
預金	
普通預金	0
合計	0

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

当社の株式事務の概要は、以下のとおりであります。

事業年度	毎年5月21日から翌年5月20日まで
定時株主総会	8月中
基準日	5月20日
株券の種類	-
剰余金の配当の基準日	11月20日 5月20日
1単元の株式数（注）1	-
株式の名義書換え	
取扱場所	株式会社クスリのアオキホールディングス
株主名簿管理人	未定
取次所	-
名義書換手数料	未定
新株交付手数料	未定
単元未満株式の買取り（注）1	
取扱場所	-
株主名簿管理人	-
取次所	-
買取手数料	-
公告掲載方法	当会社の公告方法は、官報に掲載してする。（注）2
株主に対する特典	該当事項はありません

（注）1．当社の定款には、単元株式にかかる定めがありませんが、テクニカル上場に伴い、当社は、同日までに定款を変更し、その発行する株式について100株をもって1単元とする旨の規定を新設する予定です。当社定款の定めにより、単元未満株式を有することになる株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

（1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利

（2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

（3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

2．当社は、テクニカル上場に伴い、同日までに定款を変更し、当社の公告方法を電子公告とする予定です。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする予定です。なお、電子公告は当会社のホームページに掲載する予定であり、そのアドレスは次のとおりとする予定です。http://www.kusuri-aoki.co.jp

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【特別情報】

第1【提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

当社の財務諸表は、「財務諸表等規則」に基づいて作成しております。

第14期から第16期までの財務諸表につきましては、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けておりませんのでご留意ください。

なお、当社は連動子会社を有しておりませんので、連動子会社の財務諸表はありません。

1【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第14期 (平成25年3月31日)	第15期 (平成26年3月31日)	第16期 (平成27年3月31日)
資産の部			
流動資産			
現金及び預金	4	9	9
繰延税金資産	0	0	0
未収還付法人税等	-	1	3
立替金	0	-	-
流動資産合計	4	11	13
固定資産			
投資その他の資産			
投資有価証券	7,350	6,660	18,074
長期前払費用	0	0	-
投資その他の資産合計	7,350	6,660	18,074
固定資産合計	7,350	6,660	18,074
資産合計	7,354	6,671	18,088
負債の部			
流動負債			
短期借入金	50	30	15
未払金	0	0	0
預り金	0	0	0
未払法人税等	1	1	1
流動負債合計	51	31	17
固定負債			
繰延税金負債	2,453	2,218	6,104
固定負債合計	2,453	2,218	6,104
負債合計	2,505	2,250	6,122
純資産の部			
株主資本			
資本金	3	3	3
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	101	128	159
利益剰余金合計	101	128	159
株主資本合計	104	131	162
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金	4,744	4,289	11,803
評価・換算差額等合計	4,744	4,289	11,803
純資産合計	4,849	4,421	11,965
負債純資産合計	7,354	6,671	18,088

2【損益計算書】

(単位:百万円)

	第14期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	第15期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	第16期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
売上高	35	35	41
売上原価	-	-	-
売上総利益	35	35	41
販売費及び一般管理費	1 3	1 3	1 4
営業利益	31	31	36
営業外収益			
受取利息	0	0	0
その他	0	-	0
営業外収益合計	0	0	0
営業外費用			
支払利息	0	0	0
営業外費用合計	0	0	0
経常利益	31	30	36
税引前当期純利益	31	30	36
法人税、住民税及び事業税	4	4	5
法人税等調整額	0	0	0
法人税等合計	3	4	4
当期純利益	27	26	31

3【株主資本等変動計算書】

第14期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本			株主資本合計	評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金			その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	3	74	74	77	1,343	1,343	1,421
当期変動額							
当期純利益		27	27	27			27
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					3,400	3,400	3,400
当期変動額合計	-	27	27	27	3,400	3,400	3,428
当期末残高	3	101	101	104	4,744	4,744	4,849

第15期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本			株主資本合計	評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金			その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	3	101	101	104	4,744	4,744	4,849
当期変動額							
当期純利益		26	26	26			26
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					454	454	454
当期変動額合計	-	26	26	26	454	454	427
当期末残高	3	128	128	131	4,289	4,289	4,421

第16期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本			株主資本合計	評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金			その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	3	128	128	131	4,289	4,289	4,421
当期変動額							
当期純利益		31	31	31			31
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					7,513	7,513	7,513
当期変動額合計	-	31	31	31	7,513	7,513	7,544
当期末残高	3	159	159	162	11,803	11,803	11,965

【注記事項】

（重要な会計方針）

第14期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

第15期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

第16期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

（貸借対照表関係）

第14期（平成25年3月31日）

該当事項はありません。

第15期（平成26年3月31日）

該当事項はありません。

第16期（平成27年3月31日）

該当事項はありません。

（損益計算書関係）

- 1 第14期、第15期、第16期の事業年度において、一般管理費に属する費用の割合がおおよそ100%であります。販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	第14期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	第15期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	第16期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
役員報酬	2百万円	2百万円	2百万円
交際費	0百万円	0百万円	0百万円
租税公課	0百万円	0百万円	0百万円
寄付金	-	-	1百万円

（株主資本等変動計算書関係）

第14期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

- 1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
普通株式	60	-	-	60

- 2．自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

- 3．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

- 4．配当に関する事項

該当事項はありません。

第15期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

- 1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
普通株式	60	-	-	60

- 2．自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

- 3．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

- 4．配当に関する事項

該当事項はありません。

第16期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
普通株式	60	-	-	60

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品関係)

第14期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業活動を行うための必要な運転資金について、自己資金を充当しており、また、必要に応じて銀行等の金融機関から借入を行っております。また、余剰資金が生じる場合の資金運用については安全性の高い金融資産に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品に係るリスク管理体制

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、全て上場株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	4	4	-
(2) 投資有価証券	7,350	7,350	-
資産計	7,354	7,354	-
(1) 短期借入金	50	50	-
(2) 未払金	0	0	-
(3) 未払法人税等	1	1	-
負債計	51	51	-

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、取引所の価格によっております。

負債

(1) 短期借入金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

3. 金融債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	4	-	-	-
合計	4	-	-	-

4. 有利負債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	50	-	-	-	-	-
合計	50	-	-	-	-	-

第15期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組み方針

当社は、事業活動を行うための必要な運転資金について、自己資金を充当しており、また、必要に応じて銀行等の金融機関から借入を行っております。また、余剰資金が生じる場合の資金運用については安全性の高い金融資産に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品に係るリスク管理体制

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、全て上場株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	9	9	-
(2) 未収還付法人税等	1	1	-
(3) 投資有価証券	6,660	6,660	-
資産計	6,671	6,671	-
(1) 短期借入金	30	30	-
(2) 未払金	0	0	-
(3) 未払法人税等	1	1	-
負債計	31	31	-

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 未収還付法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、取引所の価格によっております。

負債

(1) 短期借入金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

3. 金融債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	9	-	-	-
未収還付法人税等	1	-	-	-
合計	11	-	-	-

4. 有利負債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	30	-	-	-	-	-
合計	30	-	-	-	-	-

第16期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組み方針

当社は、事業活動を行うための必要な運転資金について、自己資金を充当しており、また、必要に応じて銀行等の金融機関から借入を行っております。また、余剰資金が生じる場合の資金運用については安全性の高い金融資産に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品に係るリスク管理体制

投資有価証券は、上場株式及び債券であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	9	9	-
(2) 未収還付法人税等	3	3	-
(3) 投資有価証券	18,074	18,074	-
資産計	18,087	18,087	-
(1) 短期借入金	15	15	-
(2) 未払金	0	0	-
(3) 未払法人税等	1	1	-
負債計	17	17	-

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 未収還付法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、取引所の価格によっております。

負 債

(1) 短期借入金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

3．金融債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	9	-	-	-
未収還付法人税等	3	-	-	-
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
その他	-	-	14	-
合計	12	-	14	-

4．有利負債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	15	-	-	-	-	-
合計	15	-	-	-	-	-

(有価証券関係)

第14期(平成25年3月31日)

1．その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	7,350	151	7,198
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	7,350	151	7,198
合計		7,350	151	7,198

第15期(平成26年3月31日)

1．その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	6,660	151	6,508
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	6,660	151	6,508
合計		6,660	151	6,508

第16期（平成27年3月31日）

1. その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	18,060	151	17,908
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	18,060	151	17,908
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	14	15	0
	(3) その他	-	-	-
	小計	14	15	0
合計		18,074	166	17,908

(退職給付関係)

第14期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

第15期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

第16期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

第14期（平成25年3月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の内訳

	当事業年度 (平成25年3月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	0百万円
繰延税金資産合計	0百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	2,453百万円
繰延税金負債計	2,453百万円
繰延税金資産(負債)の純額	2,453百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	当事業年度 (平成25年3月31日)
法定実効税率	38.9%
(調整)	
受取配当金等永久に損金に算入されない項目	21.8%
軽減税率の適用による影響	3.8%
その他	0.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	12.5%

第15期（平成26年3月31日）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の内訳

	当事業年度 (平成26年3月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	0百万円
繰延税金資産合計	0百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	2,218百万円
繰延税金負債計	2,218百万円
繰延税金資産（負債）の純額	2,218百万円

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	当事業年度 (平成26年3月31日)
法定実効税率	38.9%
(調整)	
受取配当金等永久に損金に算入されない項目	22.0%
軽減税率の適用による影響	3.9%
その他	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	13.1%

第16期（平成27年3月31日）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の内訳

	当事業年度 (平成27年3月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	0百万円
繰延税金資産合計	0百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	6,104百万円
繰延税金負債計	6,104百万円
繰延税金資産（負債）の純額	6,104百万円

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	当事業年度 (平成27年3月31日)
法定実効税率	36.6%
(調整)	
受取配当金等永久に損金に算入されない項目	20.8%
軽減税率の適用による影響	3.1%
その他	1.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	13.7%

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

第14期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

当社は、有価証券の保有及び管理事業という単一セグメントであり、記載を省略しております。

第15期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

当社は、有価証券の保有及び管理事業という単一セグメントであり、記載を省略しております。

第16期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

当社は、有価証券の保有及び管理事業という単一セグメントであり、記載を省略しております。

【関連当事者情報】

第14期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

第15期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

第16期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. 関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

（ 1株当たり情報）

第14期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

	当事業年度 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
1株当たり純資産額	80,819,234.98円
1株当たり当期純利益金額	452,826.97円

（注）1．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2．1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりです。

	当事業年度 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
当期純利益金額（百万円）	27
普通株主に帰属しない金額（百万円）	-
普通株式に係る当期純利益金額（百万円）	27
期中平均株式数（株）	60

第15期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

	当事業年度 （自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）
1株当たり純資産額	73,686,525.47円
1株当たり当期純利益金額	446,940.48円

（注）1．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2．1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりです。

	当事業年度 （自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）
当期純利益金額（百万円）	26
普通株主に帰属しない金額（百万円）	-
普通株式に係る当期純利益金額（百万円）	26
期中平均株式数（株）	60

第16期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
1株当たり純資産額	199,432,482.67円
1株当たり当期純利益金額	518,015.72円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりです。

	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
当期純利益金額（百万円）	31
普通株主に帰属しない金額（百万円）	-
普通株式に係る当期純利益金額（百万円）	31
期中平均株式数（株）	60

（重要な後発事象）

第14期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

第15期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

第16期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

第五部【組織再編成対象会社情報】

第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

(1)【組織再編成対象会社が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（第31期）（自 平成26年5月21日 至 平成27年5月20日）平成27年8月19日北陸財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

（第32期第1四半期）（自 平成27年5月21日 至 平成27年8月20日）平成27年9月30日北陸財務局長に提出

（第32期第2四半期）（自 平成27年8月21日 至 平成27年11月20日）平成27年12月28日北陸財務局長に提出

（第32期第3四半期）（自 平成27年11月21日 至 平成28年2月20日）平成28年3月31日北陸財務局長に提出

【臨時報告書】

クスリのアオキが上記の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日（平成28年8月2日）までに提出した臨時報告書は次のとおりです。

- ・企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づき、平成27年8月21日北陸財務局長に提出
- ・企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（新株予約権の発行）の規定に基づき、平成27年9月17日北陸財務局長に提出
- ・企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）の規定に基づき、平成28年2月26日北陸財務局長に提出
- ・企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2（株式交換）の規定に基づき、平成28年6月30日北陸財務局長に提出
- ・企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（親会社の異動）及び第4号（主要株主の異動）の規定に基づき、平成28年6月30日北陸財務局長に提出

【訂正報告書】

訂正報告書（上記記載の平成27年9月17日付臨時報告書の訂正報告書）を平成27年9月28日に北陸財務局長に提出

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社クスリのアオキ 本店

（石川県白山市松本町2512番地）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第六部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式
発行年月日	平成28年8月1日
種類	普通株式
発行数	40株
発行価格	1株当たり6,420円（注）1
資本組入額	1株当たり6,420円
発行価額の総額	256,800円
資本組入額の総額	256,800円
発行方法	平成28年6月28日付の臨時株主総会において付与決議を行っております。
保有期間等に関する確約	

（注）1．発行価格は、発行決議を行った当社臨時株主総会（平成28年6月28日）の前日（平成28年6月27日）のクスリのアオキ株式の東京証券取引所における株価終値に基づいて決定しております。

2【取得者の概況】

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数（株）	価格（単価）（円）	取得者と提出会社との関係
青木 宏憲	石川県金沢市	会社役員	20	128,400 （6,420）	特別利害関係者等 （当社の取締役）
青木 孝憲	石川県金沢市	会社役員	20	128,400 （6,420）	特別利害関係者等 （当社の取締役）

3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

本届出書提出日現在の当社の株主の状況は以下のとおりです、

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
青木 宏憲（注）2、3	石川県金沢市	1,733	43.33
青木 孝憲（注）2、3	石川県金沢市	1,333	33.33
青木 桂生（注）2、3	石川県白山市	666	16.67
青木 幸子（注）2、4	石川県白山市	266	6.67
計		4,000	100.00

（注）1．株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

- 2．特別利害関係者等（大株主上位10名）
- 3．特別利害関係者等（当社の取締役）
- 4．特別利害関係者等（当社の取締役の配偶者）

独立監査人の監査報告書

平成28年8月1日

株式会社クスリのアオキホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 浜田 亘
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 島 義浩
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社クスリのアオキホールディングスの平成28年4月1日から平成28年5月20日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社クスリのアオキホールディングスの平成28年5月20日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成28年6月30日開催の取締役会において、平成28年11月21日を効力発生日として、会社を株式交換完全親会社、株式会社クスリのアオキを株式交換完全子会社とする株式交換を実施し、持株会社体制に移行することを決議し、同日において、株式会社クスリのアオキとの間で株式交換契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年8月1日

株式会社クスリのアオキホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 浜田 亘

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 島 義浩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社クスリのアオキホールディングスの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社クスリのアオキホールディングスの平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。